

第 1 4 3 6 号

# 甲 府 市 公 報

発行所 甲府市役所  
 甲府市丸の内一丁目18番1号  
 発行人 甲府市  
 毎月5日発行  
 発行定日が休日に当たるときはその翌日

## 目 次

### [ 告 示 ]

一般廃棄物の処理実施計画を定めた旨の告示……………4  
 固定資産の価格等を固定資産課税台帳に登録した旨の告示……………5  
 公印登録告示……………6  
 医療安全支援センター設置告示……………10  
 地方自治法施行令第158条2項の規定に基づく収納事務の委託  
 告示(7件)……………11  
 介護保険被保険者証無効告示……………18  
 包括外部監査契約の締結告示……………19  
 予防接種実施公告……………20  
 入札告示……………22  
 指定居宅サービス事業者の指定告示……………25  
 指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者の指定  
 告示……………26  
 指定居宅サービス事業者の指定告示……………27  
 指定地域密着型サービス事業所及び介護予防・日常生活支援総合  
 事業指定事業者の指定告示(3件)……………28

指定地域密着型サービス事業者の指定告示(4件)……………31  
 指定介護予防訪問介護相当サービス事業者の指定告示……………35  
 指定障害福祉サービス事業者の指定告示(5件)……………36  
 甲府市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担  
 額の収納事務の委託告示……………41  
 都市計画事業認可図書縦覧告示……………42  
 プロポーザル方式に係る手続き開始の公告……………43  
 土地収用法第24条第1項の規定に基づく事業認定申請書等縦覧  
 告示……………45  
 開発行為に関する工事の完了公告(2件)……………46  
 介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者の廃止告示……………48  
 自転車等放置禁止区域の自転車を撤去し保管した旨の告示……………49  
 入札告示……………50  
 配当計算書・充当通知書公示送達(3件)……………53  
 入札告示(2件)……………56  
 プロポーザル方式に係る手続き開始の公告……………62  
 開発行為に関する工事の完了公告……………64

農用地利用集積計画を定めた旨の公告	65
国民健康保険料納入通知書兼決定通知書公示送達	66
地縁による団体の告示された事項に係る変更告示(3件)	67
入札告示	70
指定地域密着型サービス事業者の廃止公示	73
犬又は猫の引取り告示	74
固定資産税・都市計画税納税通知書公示送達	75
国民健康保険被保険者証無効告示	76
指定居宅介護支援事業者の廃止公示	77
開発行為に関する工事の完了公告	78
犬又は猫等の収容告示	79
入札告示(8件)	80
介護保険料納入通知書・納付書公示送達	104
開発行為に関する工事の完了公告	105
配当計算書・充当通知書公示送達	106
犬又は猫の引取り告示	107
開発行為に関する工事の完了公告	108
プロポーザル方式に係る手続き開始の公告	109
〔 教育委員会 〕	
甲府市立図書館条例施行規則の一部を改正する規則	111
甲府市学校施設のスポーツ開放に関する規則の一部を改正する規則	114
甲府市学校職員の勤務時間等に関する規則の一部を改正する規則	116
甲府市緑が丘スポーツ公園、甲府市青葉スポーツ広場及び甲府市東下条スポーツ広場に係る有料運動施設の使用料収納事務の委託告示	119

甲府市立学校校舎等使用料条例に係る有料運動施設の使用料収納事務の委託告示	120
〔 選挙管理委員会 〕	
選挙人名簿登録者総数の50分の1、3分の1及び6分の1の数の告示	121
甲府市議会議員一般選挙におけるポスター掲示場設置告示	122
甲府市議会議員一般選挙における選挙長及びその職務代理者の選任告示	123
甲府市議会議員一般選挙における選挙会の日時及び場所を定める告示	124
甲府市議会議員一般選挙における開票事務会場等を定める告示	125
甲府市議会議員一般選挙における候補者一人について選挙運動に関する支出金額の制限を定める告示	126
甲府市議会議員一般選挙における投票用紙を定める告示	127
甲府市議会議員一般選挙における不在者投票用封筒の刷込み告示	128
甲府市議会議員一般選挙における不在者投票の事務を取り扱う場所、期間及び時間を定める告示	129
甲府市議会議員一般選挙における投票所を定める告示	130
甲府市議会議員一般選挙における時刻を繰り上げて投票所を閉じる投票区の告示	131
甲府市議会議員一般選挙における投票管理者及び職務代理者選任の告示	132
甲府市議会議員一般選挙における氏名等の掲示の掲載順序を定めるくじを行う日時及び場所の告示	133
甲府市議会議員一般選挙における選挙公報の掲載順序を定めるくじを行う日時及び場所の告示	134

甲府市議会議員一般選挙における期日前投票所を定める告示	135
甲府市議会議員一般選挙における期日前投票所の投票管理者及びその職務代理者の選任告示	136
甲府市中道公民館に設置する期日前投票所の開設時刻及び閉設時刻を定める告示	137
甲府市議会議員一般選挙における選挙運動に関する収入及び支出の報告書要旨の公表は、甲府市掲示場に掲示する旨の告示	138
甲府市議会議員一般選挙における公職の候補者がポスター掲示をすることができる日を定める告示	139
[ 監査委員会 ]	
包括外部監査人の監査事務を補助させることができる旨の告示	140
[ 農業委員会 ]	
甲府市農業委員会 4 月定例総会招集公告	141
[ 上下水道局 ]	
下水道事業受益者負担金賦課対象区域を定めた旨の公告	142
甲府市上下水道局サービスセンター業務の委託告示	143
下水道工事指定店の指定告示	144
指定給水装置工事事業者の指定告示	145
[ 甲府市災害対策本部 ]	
甲府市災害対策本部活動規程の一部を改正する規程	146
[ 甲府市地震災害警戒本部 ]	
甲府市地震災害警戒本部活動規程の一部を改正する規程	166
[ 任免辞令 ]	
市長事務部局	183
教育委員会	193

※別紙・別冊についての掲載は省略しています。

---

# 告示

---

甲府市告示第158号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）第6条第1項の規定に基づき、一般廃棄物の処理実施計画を定めたので、甲府市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例（平成5年条例第22号。以下「条例」という。）第6条第2項の規定により別紙のとおり告示する。

平成31年4月1日

甲府市長 樋口 雄一

甲府市告示第159号

地方税法（昭和25年法律第226号）第410条第1項の規定によって決定した平成31年度の固定資産の価格等について、同法第411条第1項の規定により、固定資産課税台帳に登録した。

平成31年4月1日

甲府市長 樋口 雄一

次の公印を新調し登録したので、甲府市公印規則第14条の規定により、これを告示する。

平成31年4月1日

甲府市長 樋口雄一

1 新調した公印

- (1) 種別 一般公印
- (2) 名称 部長等印
- (3) ひな形 13
- (4) 書体 てん書
- (5) 寸法 方24mm
- (6) 印材 木
- (7) 用途 部長等名をもってする文書
- (8) 個数 1個

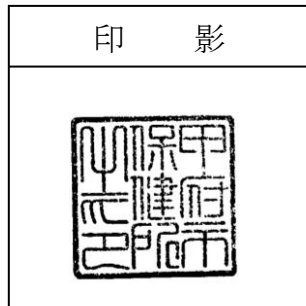


(まちづくり部)

2 新調した公印

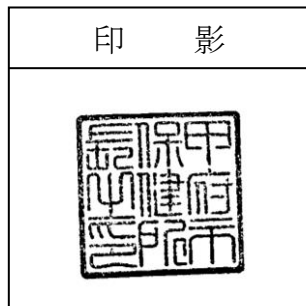
- (1) 種別 一般公印
- (2) 名称 保健所印
- (3) ひな形 15の2
- (4) 書体 てん書
- (5) 寸法 方21mm

- (6) 印材 木
- (7) 用途 保健所名をもってする文書の契印
- (8) 個数 1個



3 新調した公印

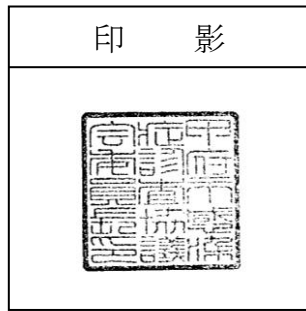
- (1) 種別 一般公印
- (2) 名称 保健所長印
- (3) ひな形 15の3
- (4) 書体 てん書
- (5) 寸法 方21mm
- (6) 印材 木
- (7) 用途 保健所長名をもってする文書
- (8) 個数 1個



4 新調した公印

- (1) 種別 一般公印
- (2) 名称 感染症診査協議会委員長印
- (3) ひな形 22の9
- (4) 書体 てん書
- (5) 寸法 方21mm
- (6) 印材 木
- (7) 用途 感染症診査協議会委員長名をもってする文書

(8) 個数 1 個



5 新調した公印

(1) 種別 専用公印

(2) 名称 市長印

(3) ひな形 27の5

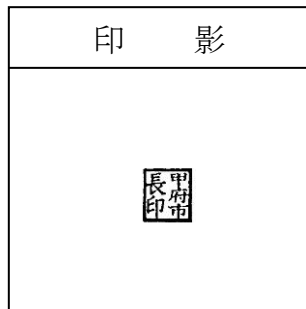
(4) 書体 楷書

(5) 寸法 方6mm

(6) 印材 ゴム(硬質)

(7) 用途 特定医療費(指定難病)医療受給者証の変更確認に使用する印

(8) 個数 1 個



6 新調した公印

(1) 種別 専用公印

(2) 名称 保健所専用市長印

(3) ひな形 30の2

(4) 書体 てん書

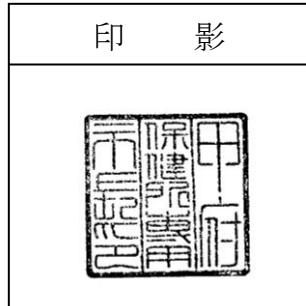
(5) 寸法 方21mm

(6) 印材 木

(7) 用途 休日等に緊急やむを得ず発する必要がある許可、取消、停止等に関する文書、保健所業務の許可等に関する諸証明

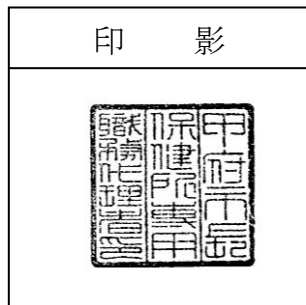
(8) 個数 1 個





7 新調した公印

- (1) 種別 専用公印
- (2) 名称 保健所専用市長職務代理者印
- (3) ひな形 38の2
- (4) 書体 てん書
- (5) 寸法 方21mm
- (6) 印材 木
- (7) 用途 市長職務代理者のとき、市長印に準じて用いる。
- (8) 個数 1個



8 公印の登録日 平成31年4月1日

甲府市告示第161号

医療法（昭和23年法律第205号）第6条の13第1項の規定による医療安全支援センターを設置したので、同条第2項の規定により公示する。

平成31年4月1日

甲府市長 樋口 雄一

- 1 医療安全支援センターの名称  
甲府市医療安全相談コーナー
- 2 医療安全支援センターの所在地  
甲府市相生2丁目17番1号

甲府市告示第162号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条1項の規定により、次のとおり収納事務の委託をしたので、同条第2項の規定により告示する。

平成31年4月1日

甲府市長 樋口 雄一

- 1 収納事務委託者の名称及び主たる事務所の所在地  
レッドホースコーポレーション株式会社  
東京都江東区豊洲三丁目2番24号豊洲フォレシア9階
- 2 収納事務を委託する歳入  
寄附金歳入（ふるさと納税に係るものに限る。）
- 3 収納事務を委託する期間  
平成31年4月1日から平成32年3月31日まで

甲府市告示第163号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条1項の規定により、次のとおり収納事務の委託をしたので、同条第2項の規定により告示する。

平成31年4月1日

甲府市長 樋口 雄一

- 1 収納事務委託者の名称及び主たる事務所の所在地  
株式会社さとふる  
東京都中央区京橋二丁目2番1号
- 2 収納事務を委託する歳入  
寄附金歳入（ふるさと納税に係るものに限る）
- 3 収納事務を委託する期間  
平成31年4月1日から平成32年3月31日まで

甲府市告示第164号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2第6項の規定により、次のとおり指定代理納付者を指定したので、甲府市財務規則（昭和62年1月20日規則第1号）第51条第5項の規定により告示する。

平成31年4月1日

甲府市長 樋口雄一

- 1 指定代理納付者の名称及び主たる事務所の所在地  
KDDI株式会社  
東京都千代田区飯田橋3丁目10番10号ガーデンエアタワー
- 2 指定代理納付者に代理納付させる歳入  
寄附金歳入（ふるさと納税に係るものに限る）
- 3 指定代理納付者に代理納付させる期間  
平成31年4月1日から平成32年3月31日まで

甲府市告示第165号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2第6項の規定により、次のとおり指定代理納付者を指定したので、甲府市財務規則（昭和62年1月20日規則第1号）第51条第5項の規定により告示する。

平成31年4月1日

甲府市長 樋口 雄一

- 1 指定代理納付者の名称及び主たる事務所の所在地  
SBペイメントサービス株式会社  
東京都港区東新橋1丁目9番2号汐留住友ビル25階
- 2 指定代理納付者に代理納付させる歳入  
寄附金歳入（ふるさと納税に係るものに限る）
- 3 指定代理納付者に代理納付させる期間  
平成31年4月1日から平成32年3月31日まで

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2第6項の規定により、次のとおり指定代理納付者を指定したので、甲府市財務規則（昭和62年1月20日規則第1号）第51条第5項の規定により告示する。

平成31年4月1日

甲府市長 樋口 雄一

- 1 指定代理納付者の名称及び主たる事務所の所在地  
ヤフー株式会社  
東京都千代田区紀尾井町1-3  
東京ガーデンテラス紀尾井町 紀尾井タワー
- 2 指定代理納付者に代理納付させる歳入  
寄附金歳入（インターネットを利用して納付するふるさと納税に係るものに限る）
- 3 指定代理納付者に代理納付させる期間  
平成31年4月1日から平成32年3月31日まで

甲府市告示第167号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2第6項の規定により、次のとおり指定代理納付者を指定したので、甲府市財務規則（昭和62年1月20日規則第1号）第51条第5項の規定により告示する。

平成31年4月1日

甲府市長 樋口 雄一

- 1 指定代理納付者の名称及び主たる事務所の所在地  
株式会社イーコンテクト  
東京都渋谷区恵比寿南三丁目5番7号デジタルゲートビル5階
- 2 指定代理納付者に代理納付させる歳入  
寄附金歳入（ふるさと納税に係るものに限る）
- 3 指定代理納付者に代理納付させる期間  
平成31年4月1日から平成32年3月31日まで



甲府市告示第168号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2第6項の規定により、次のとおり指定代理納付者を指定したので、甲府市財務規則（昭和62年1月20日規則第1号）第51条第5項の規定により告示する。

平成31年4月1日

甲府市長 樋口 雄一

- 1 指定代理納付者の名称及び主たる事務所の所在地  
楽天株式会社  
東京都世田谷区玉川一丁目14番1号楽天クリムゾンハウス
- 2 指定代理納付者に代理納付させる歳入  
寄附金歳入（ふるさと納税に係るものに限る）
- 3 指定代理納付者に代理納付させる期間  
平成31年4月1日から平成32年3月31日まで

甲府市告示第169号

次の無効である介護保険被保険者証は、回収できないため、甲府市介護保険条例施行規則（平成12年3月規則第21号）第12条の規定により告示する。

平成31年4月1日

甲府市長 樋口雄一

- 1 書類名 介護保険被保険者証
- 2 被保険者番号並びに住所及び氏名 別紙のとおり

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の36第1項の規定により、次のとおり包括外部監査契約を締結した。

平成31年4月1日

甲府市長 樋口 雄一

- 1 包括外部監査契約の期間の始期  
平成31年4月1日
- 2 包括外部監査契約を締結した者に支払うべき監査に要する費用の額の算定方法  
基本費用の額並びに執務費用及び実費の額の合算
- 3 包括外部監査契約を締結した者の氏名及び住所
  - (1)氏名 柴山 聡
  - (2)住所 甲府市上阿原町1124番地
- 4 包括外部監査契約を締結した者に支払うべき監査に要する費用の支払方法  
監査の結果に関する報告の提出後の一括払い及び必要に応じて行う前金払い

予防接種法（昭和23年法律第68号）第5条の規定により予防接種を実施するため、予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）第5条の規定により公告する。

平成31年4月1日

甲府市長 樋口雄一

1 実施内容

期間：2019年4月1日～2020年3月31日

種類	対象者		場所
B型肝炎	生後1歳に至るまでの間にある者		定期接種市内指定医療機関 一覧（別掲）
Hib（ヒブ）	初回	生後2月から生後60月に至るまでの間にある者	
	追加		
小児の肺炎球菌	初回	生後2月から生後60月に至るまでの間にある者	
	追加		
四種混合（DPT-IPV） 百日せき ジフテリア 破傷風 不活化ポリオ	第1期初回	生後3月から生後90月に至るまでの間にある者	
	第1期追加		
単独不活化ポリオ	第1期初回	生後3月から生後90月に至るまでの間にある者	
	第1期追加		
BCG	生後1歳に至るまでの間にある者		
麻しん風しん混合（MR） 麻しん単独 風しん単独	第1期	生後12月から生後24月に至るまでの間にある者	
	第2期	5歳以上7歳未満であって小学校就学前の1年間にある者	
水痘	生後12月から生後36月に至るまでの間にある者		
日本脳炎	第1期初回	生後6月から生後90月に至るまでの間にある者	
	第1期追加		
日本脳炎	第2期	9歳以上13歳未満の者	定期接種市内指定医療

	特例※ <sup>1</sup>	平成7年4月2日から平成21年10月1日の間に生まれた者	機関一覧（別掲）
二種混合（DT） ジフテリア 破傷風	第2期	11歳以上13歳未満の者	
子宮頸がん		12歳となる日の属する年度の初日から16歳となる日の属する年度の末日までの間にある女子	
高齢者肺炎球菌		<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成31年度に65歳、70歳、75歳、80歳、85歳、90歳、95歳及び100歳以上となる者</li> <li>・60歳以上65歳未満の者であって、心臓、じん臓又は呼吸器の機能に自己の身の日常生活行動が極度に制限される程度の障がいをもつ者及びヒト免疫不全ウイルスにより、免疫の機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障がいをもつ者（身体障害者手帳1級相当）</li> </ul>	高齢者肺炎球菌予防接種市内指定医療機関一覧（別掲）
風しん	第5期	昭和37年4月2日から昭和54年4月1日までの間に生まれた男性	市内の医療機関等一覧表（別掲）

※1 平成17年5月30日から平成22年3月31日にかけての積極的勧奨の差し控えにより、日本脳炎の定期接種を受ける機会を逸した者への救済措置。

2 予防接種を受けることが適当でない者

- (1) 明らかな発熱を呈している者
- (2) 重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな者
- (3) 当該疾病に係る予防接種の接種液の成分によって、アナフィラキシーを呈したことが明らかな者
- (4) その他、予防接種を行うことが不適当な状態にある者

甲府市契約規則（昭和50年12月規則第66号）第5条の規定により、次の1件の一般競争入札を執行する。

平成31年4月1日

甲府市長 樋口 雄一

1 入札対象業務

- |            |                     |
|------------|---------------------|
| (1) 入札番号   | 業務委託 第5号            |
| (2) 業務名称   | 市営林道維持管理業務委託        |
| (3) 履行期間   | 契約締結日から平成32年3月31日まで |
| (4) 履行場所   | 仕様書による              |
| (5) 業務内容   | 仕様書による              |
| (6) 予定価格   | 公表しない               |
| (7) 最低制限価格 | 設けない                |

2 入札参加資格

甲府市における入札参加資格の認定を受けている者で、次の条件をすべて満たす者

- (1) 甲府市内に本店、本社又は営業所を有する者であること。
- (2) 林道維持管理業務の受託実績を有する者又は平成20年4月1日以降に本市林道工事の受託実績を有する者であること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していない者であること。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であってその役員が暴力団員でないこと。
- (5) この公告の日から入札の日までの間に「甲府市物品供給（入札等）制度要綱」及び「甲府市建設工事等請負契約に係る指名停止等措置要綱」に基づく指名停止を受けている日が含まれている者でないこと。
- (6) 入札の日以前6か月以内に手形又は小切手の不渡りを出した者でないこと。また、不渡りによる取引停止処分を受けた場合は、処分を受けた日から2年を経過していること。
- (7) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始の申立がなされている者（更生手続開始又は民事再生手続開始の決定を受けた後、競争入札参加資格の再認定を受けたものを除く。）でないこと。
- (8) 市税の滞納がない者であること。

3 仕様書等の配付期間、配付場所、配付方法及び参加申請の受付等

- (1) 配付期間 平成31年4月1日（月）～平成31年4月9日（火）  
（この期間内の土曜日、日曜日を除く。）

午前9時00分～午後5時00分

- (2) 配付場所 甲府市産業部産業総室総務課  
甲府市丸の内一丁目18番1号 甲府市役所本庁舎8階  
電話055-237-5687
- (3) 配付方法 直接配付とし、郵送又は伝送は行わない。ただし、甲府市ホームページ（事業者向け情報 入札・契約／入札情報（その他・公募））から情報を入手する場合は、この限りでない。
- (4) 申請書等の受付期間及び場所  
ア 期間 平成31年4月1日（月）～平成31年4月9日（火）  
（この期間内の土曜日、日曜日を除く。）  
午前9時00分～午後5時00分  
イ 場所 甲府市産業部産業総室総務課  
甲府市丸の内一丁目18番1号 甲府市役所本庁舎8階  
電話055-237-5687

#### 4 入札・開札の日時及び場所

- (1) 日 時 平成31年4月16日（火） 午前10時00分
- (2) 場 所 甲府市役所本庁舎7階 会議室7-1  
甲府市丸の内一丁目18番1号  
ただし、入札場所等については変更する場合がある。

#### 5 入札方法

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10/100に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の100/110に相当する金額を入札書に記載すること。

#### 6 入札の無効

この公告に示した入札参加資格のない者の行った入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者の行った入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

なお、入札参加資格の確認を受けた者であっても、入札時において2に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった者の行った入札は無効とする。

#### 7 落札者の決定方法

甲府市契約規則第12条第1項の規定により定められた予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

#### 8 その他

- (1) 入札保証金：免除
- (2) 契約保証金（契約金額の10/100）：納付  
ただし、甲府市契約規則第34条第1項第3号に規定する、過去2年の間に国（公社、公団を含む。）又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められる場合は免除する。
- (3) 契約書作成の要否：要

- (4) 仕様説明会を行わない。
- (5) その他公告にない事項については、入札説明書、甲府市契約規則による。



甲府市告示第173号

介護保険法（平成9年法律第123号）第70条第1項の規定に基づく指定居宅サービス事業者として次の者を指定したので、同法第78条の規定により公示する。

平成31年4月1日

甲府市長 樋口 雄一

- |   |           |   |
|---|-----------|---|
| 1 | 介護保険事業所番号 | 1970105217                                      |
| 2 | 事業所の名称    | ケアステーション新日本                                     |
| 3 | 事業所の所在地   | 甲府市落合町568番地5                                    |
| 4 | 当該事業所の申請者 | 甲府市落合町568番地5<br>株式会社 ケアステーション新日本<br>代表取締役 山口 和彦 |
| 5 | サービスの種類   | 訪問介護  |
| 6 | 指定年月日     | 平成31年4月1日                                       |

甲府市告示第174号

介護保険法（平成9年法律第123号）第70条第1項及び介護保険法第115条の2第1項の規定に基づく指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者として次の者を指定したので、同法第78条及び第115条の10の規定により公示する。

平成31年4月1日

甲府市長 樋口 雄一

- |   |           |   |
|---|-----------|---|
| 1 | 介護保険事業所番号 | 1970105225                                      |
| 2 | 事業所の名称    | ケアステーション新日本                                     |
| 3 | 事業所の所在地   | 甲府市落合町568番地5                                    |
| 4 | 当該事業所の申請者 | 甲府市落合町568番地5<br>株式会社 ケアステーション新日本<br>代表取締役 山口 和彦 |
| 5 | サービスの種類   | （介護予防）福祉用具貸与                                    |
| 6 | 指定年月日     | 平成31年4月1日                                       |

甲府市告示第175号

介護保険法（平成9年法律第123号）第70条第1項の規定に基づく指定居宅サービス事業者として次の者を指定したので、同法第78条の規定により公示する。

平成31年4月1日

甲府市長 樋口 雄一

- |   |           |  |
|---|-----------|--|
| 1 | 介護保険事業所番号 | 1970105209                                       |
| 2 | 事業所の名称    | デイサービス昴  |
| 3 | 事業所の所在地   | 甲府市徳行5丁目12番52号                                   |
| 4 | 当該事業所の申請者 | 甲府市武田二丁目13番18号<br>有限会社 アルファー・キッド<br>代表取締役 保坂 はるみ |
| 5 | サービスの種類   | 通所介護   |
| 6 | 指定年月日     | 平成31年4月1日  |

甲府市告示第176号

介護保険法（平成9年法律第123号）第78条の2第1項及び甲府市介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者の指定等に関する要綱（平成28年福第1号）第3の規定に基づく指定地域密着型サービス事業所及び介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者として次の者を指定したので、同法第78条の11の規定及び甲府市介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者の指定等に関する要綱（平成28年福第1号）第10の規定により公示する。

平成31年4月1日

甲府市長 樋口 雄一

- |   |           |  |
|---|-----------|--|
| 1 | 介護保険事業所番号 | 1990100743                                       |
| 2 | 事業所の名称    | あい山城   |
| 3 | 事業所の所在地   | 甲府市上今井町571番地4                                    |
| 4 | 当該事業所の申請者 | 甲府市落合町568番地5<br>株式会社 ケアステーション新日本<br>代表取締役 山口 和彦  |
| 5 | サービスの種類   | 地域密着型通所介護<br>介護予防・日常生活支援総合事業<br>(介護予防通所介護相当サービス) |
| 6 | 指定年月日     | 平成31年4月1日  |

介護保険法（平成9年法律第123号）第78条の2第1項及び甲府市介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者の指定等に関する要綱（平成28年福第1号）第3の規定に基づく指定地域密着型サービス事業所及び介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者として次の者を指定したので、同法第78条の11の規定及び甲府市介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者の指定等に関する要綱（平成28年福第1号）第10の規定により公示する。

平成31年4月1日

甲府市長 樋口 雄一

- |   |           |  |
|---|-----------|--|
| 1 | 介護保険事業所番号 | 1990100750                                       |
| 2 | 事業所の名称    | あい上町   |
| 3 | 事業所の所在地   | 甲府市小瀬町772番地2                                     |
| 4 | 当該事業所の申請者 | 甲府市落合町568番地5<br>株式会社 ケアステーション新日本<br>代表取締役 山口 和彦  |
| 5 | サービスの種類   | 地域密着型通所介護<br>介護予防・日常生活支援総合事業<br>(介護予防通所介護相当サービス) |
| 6 | 指定年月日     | 平成31年4月1日  |

甲府市告示第178号

介護保険法（平成9年法律第123号）第78条の2第1項及び甲府市介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者の指定等に関する要綱（平成28年福第1号）第3の規定に基づく指定地域密着型サービス事業所及び介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者として次の者を指定したので、同法第78条の11の規定及び甲府市介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者の指定等に関する要綱（平成28年福第1号）第10の規定により公示する。

平成31年4月1日

甲府市長 樋口 雄一

- |   |           |  |
|---|-----------|--|
| 1 | 介護保険事業所番号 | 1990100768                                       |
| 2 | 事業所の名称    | あい小瀬泉  |
| 3 | 事業所の所在地   | 甲府市小瀬町777番地1                                     |
| 4 | 当該事業所の申請者 | 甲府市落合町568番地5<br>株式会社 ケアステーション新日本<br>代表取締役 山口 和彦  |
| 5 | サービスの種類   | 地域密着型通所介護<br>介護予防・日常生活支援総合事業<br>(介護予防通所介護相当サービス) |
| 6 | 指定年月日     | 平成31年4月1日  |

甲府市告示第179号

介護保険法（平成9年法律第123号）第78条の2第1項の規定に基づく指定地域密着型サービス事業者として次の者を指定したので、同法第78条の11の規定により公示する。

平成31年4月1日

甲府市長 樋口 雄一

- |   |           |   |
|---|-----------|---|
| 1 | 介護保険事業所番号 | 1990800060                                      |
| 2 | 事業所の名称    | あい常永  |
| 3 | 事業所の所在地   | 中巨摩郡昭和町河西1615番地2                                |
| 4 | 当該事業所の申請者 | 甲府市落合町568番地5<br>株式会社 ケアステーション新日本<br>代表取締役 山口 和彦 |
| 5 | サービスの種類   | 地域密着型通所介護                                       |
| 6 | 指定年月日     | 平成31年4月1日                                       |

介護保険法（平成9年法律第123号）第78条の2第1項の規定に基づく指定地域密着型サービス事業者として次の者を指定したので、同法第78条の11の規定により公示する。

平成31年4月1日

甲府市長 樋口 雄一

- |   |           |   |
|---|-----------|---|
| 1 | 介護保険事業所番号 | 1991700178                                      |
| 2 | 事業所の名称    | あい下今井   |
| 3 | 事業所の所在地   | 甲斐市下今井2689番地3                                   |
| 4 | 当該事業所の申請者 | 甲府市落合町568番地5<br>株式会社 ケアステーション新日本<br>代表取締役 山口 和彦 |
| 5 | サービスの種類   | 地域密着型通所介護                                       |
| 6 | 指定年月日     | 平成31年4月1日                                       |



甲府市告示第181号

介護保険法（平成9年法律第123号）第78条の2第1項の規定に基づく指定地域密着型サービス事業者として次の者を指定したので、同法第78条の11の規定により公示する。

平成31年4月1日

甲府市長 樋口 雄一

- |   |           |   |
|---|-----------|---|
| 1 | 介護保険事業所番号 | 1991700152                                      |
| 2 | 事業所の名称    | あい響が丘   |
| 3 | 事業所の所在地   | 甲斐市龍地3066番地1                                    |
| 4 | 当該事業所の申請者 | 甲府市落合町568番地5<br>株式会社 ケアステーション新日本<br>代表取締役 山口 和彦 |
| 5 | サービスの種類   | 地域密着型通所介護                                       |
| 6 | 指定年月日     | 平成31年4月1日                                       |

介護保険法（平成9年法律第123号）第78条の2第1項の規定に基づく指定地域密着型サービス事業者として次の者を指定したので、同法第78条の11の規定により公示する。

平成31年4月1日

甲府市長 樋口 雄一

- |   |           |   |
|---|-----------|---|
| 1 | 介護保険事業所番号 | 1991700186                                      |
| 2 | 事業所の名称    | あい竜王丘   |
| 3 | 事業所の所在地   | 甲斐市西八幡869番地                                     |
| 4 | 当該事業所の申請者 | 甲府市落合町568番地5<br>株式会社 ケアステーション新日本<br>代表取締役 山口 和彦 |
| 5 | サービスの種類   | 地域密着型通所介護                                       |
| 6 | 指定年月日     | 平成31年4月1日                                       |

甲府市告示第183号

甲府市介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者の指定等に関する要綱（平成28年福第1号）第3の規定に基づき指定介護予防訪問介護相当サービス事業者として次の者を指定したので、同要綱第10の規定により公示する。

平成31年4月1日

甲府市長 樋口 雄一

- |   |           |   |
|---|-----------|---|
| 1 | 介護保険事業所番号 | 1970105217                                      |
| 2 | 事業所の名称    | ケアステーション新日本                                     |
| 3 | 事業所の所在地   | 甲府市落合町568番地5                                    |
| 4 | 当該事業所の申請者 | 甲府市落合町568番地5<br>株式会社 ケアステーション新日本<br>代表取締役 山口 和彦 |
| 5 | サービスの種類   | 介護予防・日常生活支援総合事業<br>(介護予防訪問介護相当サービス)             |
| 6 | 指定年月日     | 平成31年4月1日                                       |

甲府市告示第184号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項に規定する指定障害福祉サービス事業者として次の者を指定したので、同法第51条第1号の規定により公示する。

平成31年4月1日

甲府市長 樋口 雄一

1	事業者名	社会福祉法人 園樹会
2	事業者の所在地	山梨県甲府市向町277番地
3	事業所名	虹の色
4	事業所の所在地	山梨県甲府市向町284番地8
5	事業の種類	生活介護
6	主たる対象者	特定なし
7	指定事業所番号	1910102506
8	指定年月日	平成31年4月1日

甲府市告示第185号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項に規定する指定障害福祉サービス事業者として次の者を指定したので、同法第51条第1号の規定により公示する。

平成31年4月1日

甲府市長 樋口雄一

- |   |         |                               |
|---|---------|-------------------------------|
| 1 | 事業者名    | 特定非営利活動法人<br>障害者地域生活サポート・オリーブ |
| 2 | 事業者の所在地 | 山梨県甲府市増坪町80番地1                |
| 3 | 事業所名    | ケアホーム・オリーブ第1（増坪）              |
| 4 | 事業所の所在地 | 山梨県甲府市増坪町80番地1                |
| 5 | 事業の種類   | 短期入所                          |
| 6 | 主たる対象者  | 知的障害者・身体障害者                   |
| 7 | 指定事業所番号 | 1910102514                    |
| 8 | 指定年月日   | 平成31年4月1日                     |

甲府市告示第186号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項に規定する指定障害福祉サービス事業者として次の者を指定したので、同法第51条第1号の規定により公示する。

平成31年4月1日

甲府市長 樋口 雄一

- |   |         |                               |
|---|---------|-------------------------------|
| 1 | 事業者名    | 特定非営利活動法人<br>障害者地域生活サポート・オリーブ |
| 2 | 事業者の所在地 | 山梨県甲府市増坪町80番地1                |
| 3 | 事業所名    | ケアホーム・オリーブ第二（古上条）             |
| 4 | 事業所の所在地 | 山梨県甲府市古上条町398番地10             |
| 5 | 事業の種類   | 短期入所                          |
| 6 | 主たる対象者  | 知的障害者・身体障害者                   |
| 7 | 指定事業所番号 | 1910102522                    |
| 8 | 指定年月日   | 平成31年4月1日                     |

甲府市告示第187号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項に規定する指定障害福祉サービス事業者として次の者を指定したので、同法第51条第1号の規定により公示する。

平成31年4月1日

甲府市長 樋口 雄一

- |   |         |                |
|---|---------|----------------|
| 1 | 事業者名    | 株式会社スマイルサポート   |
| 2 | 事業者の所在地 | 山梨県山梨市北25番地    |
| 3 | 事業所名    | ベース            |
| 4 | 事業所の所在地 | 山梨県甲府市川田町928番地 |
| 5 | 事業の種類   | 自立訓練（生活訓練）     |
| 6 | 主たる対象者  | 知的障害者・精神障害者    |
| 7 | 指定事業所番号 | 1910102530     |
| 8 | 指定年月日   | 平成31年4月1日      |

甲府市告示第188号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項に規定する指定障害福祉サービス事業者として次の者を指定したので、同法第51条第1号の規定により公示する。

平成31年4月1日

甲府市長 樋口雄一

- |   |         |                 |
|---|---------|-----------------|
| 1 | 事業者名    | 社会福祉法人 忠恕会      |
| 2 | 事業者の所在地 | 山梨県山梨市大野1551番地1 |
| 3 | 事業所名    | 山梨クリナーズ酒折       |
| 4 | 事業所の所在地 | 山梨県甲府市横根町150番地1 |
| 5 | 事業の種類   | 就労定着支援          |
| 6 | 主たる対象者  | 特定なし            |
| 7 | 指定事業所番号 | 1910100849      |
| 8 | 指定年月日   | 平成31年4月1日       |



子ども・子育て支援法附則第6条第5項及び甲府市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額に関する条例施行規則第3条第3項の規定に基づき、利用者負担額の収納事務を次のとおり保育所に委託したので、子ども・子育て支援法施行令附則第8条第1項の規定により告示する。

平成31年4月1日

甲府市長 樋口 雄一

- 1 委託する相手方  
別紙の平成31年度利用者負担額収納事務受託者（保育所代表者）一覧表のとおり
- 2 委託する期間  
平成31年4月1日から平成32年3月31日まで
- 3 委託する事務  
利用者負担額の収納事務

甲府市告示第190号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第2項の規定において準用する同法第62条第1項の規定による都市計画事業認可の図書の写しの送付を受けたので、同法第63条第2項の規定において準用する同法第62条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成31年4月2日

甲府市長 樋口 雄一

- 1 施行者の名称 山梨県
- 2 都市計画事業の種類及び名称  
甲府都市計画道路事業 3・4・10号 高畑町昇仙峡線
- 3 事業計画
  - イ 事業地
    - (1) 収用の部分 山梨県甲府市千塚四丁目、千塚五丁目、山宮町地内
    - (2) 使用の部分 なし
  - ロ 設計の概要

起 点	山梨県甲府市千塚四丁目3156番8地先
終 点	山梨県甲府市千塚四丁目3497番1地先
延 長	327m
幅 員	16m
車線の数	2車線
  - ハ 事業施行期間

自 認可告示日
至 平成38年3月31日
- 4 縦覧場所 甲府市まちづくり部まち整備室都市計画課

公募型プロポーザル方式に係る手続開始の公告について、次のとおり公募申込書及び事業提案書の提出を招請する。

平成31年4月4日

甲府市長 樋口 雄一

1 業務名

甲府市認知症カフェ運営事業

2 業務概要

認知症の人とその家族、地域住民、専門職等の誰もが参加でき集うことができる「認知症カフェ」を開設し運営する。

3 募集エリア

認知症カフェの実施場所は、次のエリア内とし、各エリア概ね1か所とする。

甲府市南東地域包括支援センター支援エリア

甲府市西包括支援センター支援エリア

甲府市南西地域包括支援センター支援エリア

甲府市南地域包括支援センター支援エリア

甲府市北東地域包括支援センター支援エリア

甲府市北西地域包括支援センター支援エリア

甲府市中央地域包括支援センター支援エリア

甲府市笛南包括支援センター支援エリア

4 事業期間

平成31年6月1日～平成32年3月31日

ただし、委託業務の実施状況が良好である場合、委託期間終了後1年間は今回の契約事業者と継続して単年度ごとに契約できるものとする。

5 参加資格要件

次の全ての条件を満たす者とする。

- (1) 甲府市内に所在し、別紙仕様書に定める事業内容及び人員配置の履行が可能な法人であること。
- (2) 事業を着実に実行することができ、適切な事業運営が確保できることを市長が認める法人であること。
- (3) 事業実施中に生じた事故等に対応可能な保険に加入できる法人であること。
- (4) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする法人でないこと。
- (5) 甲府市暴力団排除条例（平成24年3月条例第2号）第2条第3号に規定する暴力団員等でないこと。
- (6) 市税を滞納していない法人であること。
- (7) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定のいずれにも該当していないこと。

- (8) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき、更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (9) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- 6 募集要領等の配布  
 配布期間：平成31年4月4日（木）～4月10日（水）  
 日曜日、土曜日及び国民の休日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。  
 午前9時～午後5時  
 配布場所：甲府市福祉保健部長寿支援室介護予防課  
 山梨県甲府市丸の内1丁目18番1号  
 甲府市役所本庁舎2階 ④介護予防課窓口  
 配布方法：直接配布とし、郵送又は電送は行わない。ただし、甲府市ホームページ（事業者向け情報 入札・契約／入札情報）から情報を入力する場合は、この限りでない。
- 7 公募申込書等の提出期間及び提出場所  
 提出期間：平成31年4月10日（水）～4月24日（水）  
 日曜日、土曜日及び国民の休日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。  
 午前9時～午後5時  
 提出場所：甲府市福祉保健部長寿支援室介護予防課  
 山梨県甲府市丸の内1丁目18番1号  
 甲府市役所本庁舎2階④介護予防課窓口
- 8 スケジュール（予定）
- |           |         |               |       |
|-----------|---------|---------------|-------|
| 告示        | 平成31年4月 | 4日（木）         |       |
| 募集要領等の配布  | 平成31年4月 | 4日（木）～10日（水）  |       |
| 質問書の受付    | 平成31年4月 | 4日（木）～10日（水）  | 午後5時  |
| 質問書の回答    | 平成31年4月 | 10日（水）～16日（火） | ※順次回答 |
| 公募申込書等の提出 | 平成31年4月 | 10日（水）～24日（水） |       |
| 提出期限      | 平成31年4月 | 24日（水）        | 午後5時  |
| 実地調査      | 平成31年5月 | 7日（火）～10日（金）  |       |
| 選定結果通知発送  | 平成31年5月 | 20日（月）～21日（火） |       |
| 業務委託契約締結  | 平成31年6月 | 1日（土）         |       |
- 9 連絡先  
 甲府市福祉保健部長寿支援室介護予防課医療介護支援係  
 〒400-8585 山梨県甲府市丸の内1丁目18番1号  
 TEL：055-237-5484  
 FAX：055-236-0118

甲府市告示第192号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十四条第一項の規定により、国土交通省関東地方整備局長から事業認定申請書及びその添付書類の写しの送付を受けたので、同条第二項の規定により、これを公衆の縦覧に供するため次のとおり公告する。

なお、事業の認定について利害関係を有する者は、法第二十三条の規定により、縦覧期間内に限り国土交通省関東地方整備局長に土地収用法施行規則第四条の規定に従って、公聴会開催請求書を提出することができ、また、法第二十五条の規定により、縦覧期間内に限り山梨県知事に意見書を提出することができ、当該意見書は国土交通省関東地方整備局長あてに送付されるので、留意されたい。

平成31年4月5日

甲府市長 樋口 雄一

- |   |        |  |
|---|--------|--|
| 1 | 起業者の名称 | 山梨県  |
| 2 | 事業の種類  | 一般国道140号改築工事（新山梨環状道路東部区間I期・山梨県甲府市小曲町字河原地内から同市落合町字曾根地内まで）   |
| 3 | 起業地    | (イ) 収用の部分 山梨県甲府市小曲町字河原、字ゴンズ及び字外ゴンズ並びに落合町字曾根及び字田通地内<br>(ロ) 使用の部分 山梨県甲府市小曲町字河原、字ゴンズ及び字外ゴンズ並びに落合町字曾根及び字田通地内 |
| 4 | 縦覧場所   | 甲府市役所まちづくり部まち整備室都市計画課  |
| 5 | 縦覧期間   | 公告の日から平成31年4月19日まで   |

甲府市告示第193号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る次の開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により公告する。

平成31年4月5日

甲府市長 樋口雄一

- 1 開発区域に含まれる地域の名称  
甲府市下今井町字村東652番1  
以上1筆
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
南巨摩郡富士川町長澤224番地1  
芦澤公彦

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る次の開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により公告する。

平成31年4月5日

甲府市長 樋口 雄一

1 開発区域に含まれる地域の名称

甲府市大里町字中耕地4141番、4141番2、4142番、4142番2、4143番1、4143番2、4144番1、4144番4、4144番5、4145番1から4145番6まで、4147番1から4147番4まで、4150番1、4150番4、4161番1及び4161番3から4161番6まで並びに字北耕地1880番3

以上27筆

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

甲府市後屋町452番地

株式会社クスリのサンロード

代表取締役 樋口 俊英

甲府市告示第195号

甲府市介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者の指定等に関する要綱（平成28年福第1号）第7第2項の規定による介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者として次の者の廃止届を受理したので、同要綱第10の規定により公示する。

平成31年4月8日

甲府市長 樋口 雄一

- |   |           |                                     |
|---|-----------|-------------------------------------|
| 1 | 介護保険事業所番号 | 1970104723                          |
| 2 | 事業所の名称    | 訪問介護ステーションキャロル                      |
| 3 | 事業所の所在地   | 甲府市丸の内2丁目24-8スミダビル2階                |
| 4 | 当該事業所の申請者 | 特定非営利活動法人 キャロル<br>理事長 前嶋 均          |
| 5 | サービスの種類   | 介護予防・日常生活支援総合事業<br>(介護予防訪問介護相当サービス) |
| 6 | 廃止年月日     | 平成31年4月30日                          |



甲府市告示第196号

甲府市自転車等の放置の防止に関する条例（平成25年9月条例第24号）第11条第2項、第3項及び第12条第1項の規定により、自転車等放置禁止区域の自転車を撤去し、保管したので、第12条第2項及び甲府市自転車駐車場条例施行規則（平成25年9月規則第28号）第7条の規定により、次のとおり告示する。

平成31年4月8日

甲府市長 樋口 雄一

- 1 撤去し、保管した自転車が駐車してあった場所
  - ・甲府駅南口吉野家東
  - ・甲府駅南口舞鶴陸橋下
  - ・甲府駅南口駅前広場
- 2 撤去し、保管した自転車の型式等  
別紙のとおり
- 3 保管した日  
平成31年3月19日（火）
- 4 返還の申出場所  
市民部市民協働室消費生活課  
交通安全係 電話番号 055-237-5303
- 5 保管場所  
甲府市甲府駅南口第2自転車駐車場
- 6 返還時に持参する物  
住所・氏名を確認できるもの・自転車等の鍵  
撤去保管料（自転車1, 000円・原動機付自転車2, 000円）

甲府市契約規則（昭和50年12月規則第66号）第5条の規定により、次の1件の一般競争入札を執行する。

平成31年4月9日

甲府市長 樋口 雄一

1 入札対象業務

- |            |                         |
|------------|-------------------------|
| (1) 入札番号   | 業務委託 第43号               |
| (2) 業務名称   | 甲府市斎場清掃業務               |
| (3) 履行期間   | 平成31年5月1日から平成34年3月31日まで |
| (4) 履行場所   | 仕様書による                  |
| (5) 業務内容   | 仕様書による                  |
| (6) 予定価格   | 公表しない                   |
| (7) 最低制限価格 | 設けない                    |

2 入札参加資格

平成31・32年度における甲府市物品供給競争入札参加資格申請を提出し、受理されている入札有資格者名簿の登録予定者で、次の条件をすべて満たす者とする。

- (1) 甲府市内に本店、本社又は営業所を有する者であること。
- (2) 甲府市における物品供給競争入札参加資格の申請において、業種が「清掃」で申請している者であること。
- (3) 建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号）第12条の2第1項第1号に掲げる建築物清掃業若しくは同項第8号に掲げる建築物環境衛生総合管理業の登録を受けている者であること。
- (4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと。また、法人においては、その役員が暴力団員でないこと。
- (6) この公告の日から入札の日までの間に「甲府市物品供給（入札等）制度要綱」及び「甲府市建設工事等請負契約に係る指名停止等措置要綱」に基づく指名停止を受けている日が含まれている者でないこと。
- (7) 入札の日以前6か月以内に手形又は小切手の不渡りを出した者でないこと。また、不渡りによる取引停止処分を受けた場合は、処分を受けた日から2年を経過していること。
- (8) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始の申立が

なされている者（更生手続開始又は民事再生手続開始の決定を受けた後、競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

(9) 市税の滞納がない者であること。

### 3 仕様書等の配付期間、配付場所、配付方法及び参加申請の受付等

(1) 配付期間 平成31年4月9日（火）～平成31年4月17日（水）  
（この期間内の土曜日、日曜日を除く。）

午前9時～午後5時

(2) 配付場所 甲府市福祉保健部福祉保健総室総務課  
甲府市丸の内一丁目18番1号 本庁舎3階  
電話055-237-5457

(3) 配付方法 直接配付とし、郵送又は電送は行わない。ただし、甲府市ホームページ（事業者向け情報 入札・契約／入札情報）から情報を入力する場合は、この限りでない。

(4) 申請書等の受付期間及び場所

ア 期間 平成31年4月10日（水）～平成31年4月17日（水）  
（この期間内の土曜日、日曜日を除く。）

午前9時～午後5時

イ 場所 甲府市福祉保健部福祉保健総室総務課  
甲府市丸の内一丁目18番1号 本庁舎3階  
電話055-237-5457

### 4 入札及び開札の日時及び場所

(1) 日 時 平成31年4月24日（水） 午前9時00分

(2) 場 所 甲府市役所  
甲府市丸の内一丁目18番1号 本庁舎7階（7-1会議室）  
ただし、入札場所等については変更する場合がある。

### 5 入札方法

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の8/100に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の100/108に相当する金額を入札書に記載すること。

### 6 入札の無効

この公告に示した入札参加資格のない者の行った入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者の行った入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

なお、入札参加資格の確認を受けた者であっても、入札時において2に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった者の行った入札は無効とする。

### 7 落札者の決定方法

甲府市契約規則第12条第1項の規定により定められた予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

### 8 長期継続契約

本入札は、甲府市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例（平成18年条例第33号）に基づく長期継続契約であり、翌年度以降において当該契約に係る歳入歳出予算について減額又は削除があった場合は、当該契約は解除する。

## 9 その他

(1) 入札保証金：免除

(2) 契約保証金：（契約金額の10/100）

ただし、甲府市契約規則第34条第1項第3号に規定する、過去2年の間に国（公社、公団を含む。）又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められる場合は免除する。

(3) 契約書作成の要否：要

(4) 仕様説明会は行わない。

(5) その他公告にない事項については、入札説明書、甲府市契約規則による。

甲府市告示第198号

次の市税にかかわる書類は、その送達を受けるべき者の住所（居所）に郵送したが返送されたので、調査を行ったがなお不明のため地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公示する。

なお、当該書類は本職において保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

平成31年4月5日

甲府市長 樋口 雄一

- |   |           |                                      |
|---|-----------|--------------------------------------|
| 1 | 書類名       | 配当計算書 市民発第16435号<br>充当通知書 市民発第16434号 |
| 2 | 送達を受けるべき者 | (省略)                                 |
| 3 | 保管場所      | 甲府市市民部収納管理室滞納整理課                     |

甲府市告示第199号

次の市税にかかわる書類は、その送達を受けるべき者の住所（居所）に郵送したが返送されたので、調査を行ったがなお不明のため地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公示する。

なお、当該書類は本職において保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

平成31年4月5日

甲府市長 樋口 雄一

- |   |           |                                      |
|---|-----------|--------------------------------------|
| 1 | 書類名       | 配当計算書 市民発第16842号<br>充当通知書 市民発第16843号 |
| 2 | 送達を受けるべき者 | (省略)                                 |
| 3 | 保管場所      | 甲府市市民部収納管理室滞納整理課                     |

甲府市告示第200号

次の市税にかかわる書類は、その送達を受けるべき者の住所（居所）に郵送したが返送されたので、調査を行ったがなお不明のため地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公示する。

なお、当該書類は本職において保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

平成31年4月9日

甲府市長 樋口 雄一

- |   |           |                                      |
|---|-----------|--------------------------------------|
| 1 | 書類名       | 配当計算書 市民発第15659号<br>充当通知書 市民発第15658号 |
| 2 | 送達を受けるべき者 | (省略)                                 |
| 3 | 保管場所      | 甲府市市民部収納管理室滞納整理課                     |

甲府市契約規則（昭和50年12月規則第66号）第5条の規定により、次の1件の一般競争入札を執行する。

平成31年4月10日

甲府市長 樋口 雄一

1 入札対象業務

- |            |                         |
|------------|-------------------------|
| (1) 入札番号   | (業務委託) 第42号             |
| (2) 業務名称   | 平成31年度 甲府市立地適正化計画策定業務委託 |
| (3) 履行期間   | 契約締結日から平成32年3月18日まで     |
| (4) 履行場所   | 仕様書等による                 |
| (5) 業務内容   | 仕様書等による                 |
| (6) 予定価格   | 公表しない                   |
| (7) 最低制限価格 | 設けない                    |

2 入札参加資格

甲府市における入札参加資格の認定を受けている者で、次の条件をすべて満たす者

- (1) 甲府市内に認定を受けている本店、本社又は営業所を有する者であること。
- (2) 地方公共団体等が行う立地適正化計画策定業務を受託し、本委託業務と同様の業務を履行した実績を有する者であること。
- (3) 配置技術者は、次に掲げる要件を満たす者であること。
  - ア 担当技術者、管理技術者及び照査技術者は、技術士（総合技術監理部門－建設－都市及び地方計画又は建設部門－都市及び地方計画）、シビルコンサルティングマネージャ：RCCM（都市計画及び地方計画）、土木学会認定土木技術者（特別上級土木技術者、上級土木技術者又は1級土木技術者－調査・計画）等の業務内容に応じた資格を有する技術者であり、日本語に堪能（日本語通訳が確保できれば可）であること。
  - イ 担当技術者及び管理技術者は、人口20万人以上の地方公共団体において、立地適正化計画策定業務を担当し、計画策定した実績を有する者であること。
- (4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であってその役員が暴力団員でないこと。
- (6) この公告の日から入札の日までの間に「甲府市物品供給（入札等）制度要綱」及び「甲府市建設工事等請負契約に係る指名停止等措置要綱」に基づく指名停止を受けている日が含まれている者でないこと。



- (7) 入札の日以前6か月以内に手形又は小切手の不渡りを出した者でないこと。  
また、不渡りによる取引停止処分を受けた場合は、処分を受けた日から2年を経過していること。
- (8) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始の申立がなされている者（更生手続開始又は民事再生手続開始の決定を受けた後、競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
- (9) 市税の滞納がない者であること。
- 3 仕様書等の配付期間、配付場所、配付方法及び参加申請の受付等
- (1) 配付期間 平成31年4月10日（水）～平成31年4月19日（金）  
（この期間内の土曜日、日曜日を除く。）  
午前9時00分～午後5時00分  
平成31年4月19日（金）については、午後3時00分まで
- (2) 配付場所 甲府市まちづくり部まちづくり総室総務課  
甲府市丸の内一丁目18番1号 甲府市役所本庁舎8階  
電話055-237-5797
- (3) 配付方法 直接配付とし、郵送又は電送は行わない。ただし、甲府市ホームページ（事業者向け情報 入札・契約／入札情報）から情報入手する場合は、この限りでない。
- (4) 申請書等の受付期間及び場所
- ア 期間 平成31年4月10日（水）～平成31年4月19日（金）  
（この期間内の土曜日、日曜日を除く。）  
午前9時00分～午後5時00分  
平成31年4月19日（金）については、午後3時00分まで
- イ 場所 甲府市まちづくり部まちづくり総室総務課  
甲府市丸の内一丁目18番1号 甲府市役所本庁舎8階  
電話055-237-5797
- 4 入札及び開札の日時及び場所
- (1) 日 時 平成31年5月14日（火） 午前10時00分
- (2) 場 所 甲府市役所本庁舎8階 会議室8-1、8-2  
甲府市丸の内一丁目18番1号  
ただし、入札場所等については変更する場合がある。
- 5 入札方法
- 落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10/100に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の100/110に相当する金額を入札書に記載すること。
- 6 入札の無効
- この公告に示した入札参加資格のない者の行った入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者の行った入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

なお、入札参加資格の確認を受けた者であっても、入札時において2に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった者の行った入札は無効とする。

#### 7 落札者の決定方法

甲府市契約規則第12条第1項の規定により定められた予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

#### 8 その他

(1) 入札保証金：免除

(2) 契約保証金：（契約金額の10/100）：納付

ただし、甲府市契約規則第34条第1項第3号に規定する、過去2年の間に国（公社、公団を含む。）又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められる場合は免除する。

(3) 契約書作成の要否：要

(4) 仕様説明会は行わない。

(5) 平成30年度の業務において作成した立地適正化計画（骨子）の閲覧を希望する場合、まちづくり部まちづくり総室総務課窓口にて閲覧可能とする。

(6) その他公告にない事項については、入札説明書、甲府市契約規則による。

甲府市契約規則（昭和50年12月規則第66号）第5条の規定により、次の1件の一般競争入札を執行する。

平成31年4月15日

甲府市長 樋口雄一

1 入札対象業務

- |            |                        |
|------------|------------------------|
| (1) 入札番号   | (業務委託) 61号             |
| (2) 業務名称   | 公園便所清掃等業務委託            |
| (3) 履行期間   | 契約締結日の翌日から平成32年3月31日まで |
| (4) 履行場所   | 仕様書等による                |
| (5) 業務内容   | 仕様書等による                |
| (6) 予定価格   | 公表しない                  |
| (7) 最低制限価格 | 設けない                   |

2 入札参加資格

甲府市における物品供給競争入札参加資格の認定を受けている者で、次の条件をすべて満たす者

- (1) 甲府市内に本店又は本社を有する者であること。
- (2) 甲府市における物品供給入札参加資格の認定において、「清掃」で登録されている者であること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと。  
また、法人においては、その役員が暴力団員でないこと。
- (5) この公告の日から入札の日までの間に「甲府市物品供給（入札等）制度要綱」及び「甲府市建設工事等請負契約に係る指名停止等措置要綱」に基づく指名停止を受けている日が含まれている者でないこと。
- (6) 入札の日以前6か月以内に手形又は小切手の不渡りを出した者でないこと。  
また、不渡りによる取引停止処分を受けた場合は、処分を受けた日から2年を経過していること。
- (7) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始の申立がなされている者（更生手続開始又は民事再生手続開始の決定を受けた後、競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
- (8) 市税の滞納がない者であること。

3 仕様書等の配付期間、配付場所、配付方法及び参加申請の受付等

- (1) 配付期間 平成31年4月15日（月）～平成31年4月26日（金）

(この期間内の土曜日、日曜日、祝日を除く。)

午前9時00分～午後5時00分

平成31年4月26日(金)については、午後3時00分まで

- (2) 配付場所 甲府市まちづくり部まちづくり総室総務課  
甲府市丸の内一丁目18番1号 甲府市役所本庁舎8階  
電話055-237-5797
- (3) 配付方法 直接配付とし、郵送又は電送は行わない。ただし、甲府市ホームページ(事業者向け情報 入札・契約/入札情報)から情報を入手する場合は、この限りでない。
- (4) 申請書等の受付期間及び場所
- ア 期間 平成31年4月15日(月)～平成31年4月26日(金)  
(この期間内の土曜日、日曜日、祝日を除く。)  
午前9時00分～午後5時00分  
平成31年4月26日(金)については、午後3時00分まで
- イ 場所 甲府市まちづくり部まちづくり総室総務課  
甲府市丸の内一丁目18番1号 甲府市役所本庁舎8階  
電話055-237-5797

#### 4 入札及び開札の日時及び場所

(1) 日 時 令和元年5月16日(木) 午後5時00分

(2) 場 所 甲府市役所本庁舎8階 会議室8-1

甲府市丸の内一丁目18番1号

ただし、入札場所等については変更する場合がある。

#### 5 入札方法

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の8/100に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の100/108に相当する金額を入札書に記載すること。

#### 6 入札の無効

この公告に示した入札参加資格のない者の行った入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者の行った入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

なお、入札参加資格の確認を受けた者であっても、入札時において2に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった者の行った入札は無効とする。

#### 7 落札者の決定方法

甲府市契約規則第12条第1項の規定により定められた予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

#### 8 その他

(1) 入札保証金：免除

(2) 契約保証金：(契約金額の10/100)：納付

ただし、甲府市契約規則第34条第1項第3号に規定する、過去2年の間に国(公社、公団を含む。)又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくす

る契約を数回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められる場合は免除する。

(3) 契約書作成の要否：要

(4) 仕様説明会を行わない。

(5) その他公告にない事項については、入札説明書、甲府市契約規則による。

公募型プロポーザル方式に係る手続開始の公告について、次のとおり参加申込書及び企画提案書の提出を招請する。

平成31年 4月15日

甲府市長 樋口 雄一

1 業務名

- (1) 平成31年度甲府市生活困窮者自立支援事業業務  
(自立相談支援事業訪問支援)
- (2) 平成31年度甲府市生活困窮者自立支援事業業務  
(一時生活支援事業)

2 業務概要

平成27年度に施行された生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号）では、自立相談支援事業及び住居確保給付金の必須事業とあわせ、地域の実情によりサービスを提供する任意事業により、生活困窮者を多面的に支援することとされ、生活困窮者の多様なニーズをいち早く把握し、それに対応する緊急的な支援を行う必要があるとしている。

本市では、必須事業である自立相談支援事業及び住居確保給付金支給事業に加え、平成28年度より生活困窮の早期発見・早期支援に努め、緊急的な自立支援を行う必要があるため、自立相談支援事業内に訪問して支援を行う訪問支援事業と、任意事業である一時生活支援事業を、業務委託にて実施している。

平成31年度においても本業務を行うが、受託者選定にあつては、豊富な経験と独自のノウハウを持つ事業者から広く企画提案を募集する中で選定することが有効であることから、公募型プロポーザル方式にて実施する。

3 委託期間

平成31年6月1日から平成32年3月31日とする。

4 参加資格

次の要件全てに該当する団体とする。

- (1) 生活困窮者自立支援に類する取組実績があること。
- (2) 市内に事務所を有すること。または、市内を活動エリアとすること。
- (3) 市内で自主的に活動している営利を目的としない法人格を有する民間の団体であること。
- (4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (5) 法人の構成員が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成30年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員でないこと。
- (6) 政治団体（政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第3条に規定するもの）に該当しないこと。

(7) 宗教団体（宗教法人法（昭和26年法律第126号）第2条の規定によるもの）に該当しないこと。

5 手続等

(1) 平成31年度 甲府市生活困窮者自立支援事業業務委託事業者募集要項（以下「募集要項」という。）等の配布

募集要項、仕様書及び各種様式等は、甲府市ホームページにて公表するので、適宜ダウンロードすること。

(2) 参加申込書等の提出方法、提出期限及び提出先については、募集要項を参照すること。

6 連絡先

甲府市 福祉保健部 長寿支援室 生活福祉課 生活支援係

〒400-8585 甲府市丸の内1丁目18番1号

TEL：055-237-5742

FAX：055-228-4889

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る次の開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により公告する。

平成31年4月16日

甲府市長 樋口 雄一

- 1 開発区域に含まれる地域の名称  
甲府市白井町字上河原537番1から537番10まで  
以上10筆
- 2 公共施設の種類、位置

公共施設の種類	道路及び下水道
位置及び区域	別添図のとおり

（開発登録簿及び土地利用計画図は甲府市建設部まち開発室都市計画課に備え置いて縦覧に供する。）

- 3 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
笛吹市石和町四日市場1846番地1  
株式会社笛吹地所  
代表取締役 白 神 信 義



甲府市告示第205号

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定により農用地利用集積計画を定めたので、同法第19条の規定により公告する。

なお、次のとおり閲覧に供する。

平成31年4月16日

甲府市長 樋口 雄一

- 1 農用地利用集積計画の閲覧場所  
甲府市丸の内一丁目18番1号  
甲府市産業部農林振興室農政課
- 2 農用地利用集積計画の閲覧期間  
告示の日から2週間

甲府市告示第206号

次の国民健康保険料に係る書類は、その送達を受けるべき者の住所（居所）に郵送したが返送されたので調査を行ったが、なお不明のため国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第78条において準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公示する。

なお、当該書類は本職において保管し、送達を受けるべき者が請求したときはいつでも交付する。

平成31年4月17日

甲府市長 樋口雄一

- |             |  |
|-------------|--|
| 1 書類名       | 平成29年度甲府市国民健康保険料納入通知書<br>兼決定通知書<br>平成30年度甲府市国民健康保険料納入通知書<br>兼決定通知書 |
| 2 送達を受けるべき者 | 別紙のとおり   |
| 3 保管場所      | 甲府市役所市民部市民総室国民健康保険課  |

甲府市告示第207号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定に基づき、地縁による団体の告示された事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により、次のとおり告示する。

平成31年4月17日

甲府市長 樋口雄一

1 名称 小松町自治会

2 変更事項

代表者の氏名・住所

	変更後	変更前
代表者氏名	末木 榊	山本 隆
代表者住所	甲府市小松町385番地	甲府市小松町419番地

3 変更年月日 平成31年3月21日

甲府市告示第208号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定に基づき、地縁による団体の告示された事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により、次のとおり告示する。

平成31年4月17日

甲府市長 樋口 雄一

1 名称 三葉自治会

2 変更事項

代表者の氏名・住所

	変 更 後	変 更 前
代表者 氏 名	渡 辺 真 太 郎	塩 谷 幸 弘
代表者 住 所	甲府市湯村1丁目4番3号	甲府市湯村1丁目1番17号

3 変更年月日 平成31年3月24日

甲府市告示第209号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定に基づき、地縁による団体の告示された事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により、次のとおり告示する。

平成31年4月17日

甲府市長 樋口 雄一

1 名称 東下条町自治会

2 変更事項

代表者の氏名・住所

	変更後	変更前
代表者 氏名	福留和弘	秋山久
代表者 住所	甲府市東下条町361番地6	甲府市東下条町61番地1

3 変更年月日 平成31年3月17日

甲府市契約規則(昭和50年12月規則第66号)第5条の規定により、次の1件の一般競争入札を執行する。

平成31年4月17日

甲府市長 樋口 雄一

1 入札対象業務

- |           |                     |
|-----------|---------------------|
| (1)入札番号   | 業務委託 第107号          |
| (2)業務名称   | 甲府市子ども・子育て支援計画策定業務  |
| (3)履行期間   | 契約締結日から2020年3月31日まで |
| (4)履行場所   | 仕様書による              |
| (5)業務内容   | 仕様書による              |
| (6)予定価格   | 公表しない               |
| (7)最低制限価格 | 設けない                |

2 入札参加資格

甲府市における物品供給競争入札参加資格の認定を受けている者で、次の条件をすべて満たす者

- (1)平成30年度までに「市町村子ども・子育て支援事業計画」又は「次世代育成支援行動計画(次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画)」に関する計画策定業務を受託し、履行した実績を有する者であること。
- (2)地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3)暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)又は法人であってその役員が暴力団員でないこと。
- (4)この公告の日から入札の日までの間に「甲府市物品供給(入札等)制度要綱」及び「甲府市建設工事等請負契約に係る指名停止等措置要綱」に基づく指名停止を受けている日が含まれている者でないこと。
- (5)入札の日以前6か月以内に手形又は小切手の不渡りを出した者でないこと。また、不渡りによる取引停止処分を受けた場合は、処分を受けた日から2年を経過していること。
- (6)会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく民事再生手続開始の申立がなされている者(更生手続開始又は民事再生手続開始の決定を受けた後、競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く。)でないこと。
- (7)市税の滞納がない者であること。

3 仕様書等の配付期間、配付場所、配付方法及び参加申請の受付等

- (1)配付期間 2019年4月17日(水)～2019年4月26日(金)

(この期間内の土曜日、日曜日を除く。)

午前9時～午後5時

(2)配付場所 甲府市子ども未来部子ども未来総室総務課

甲府市丸の内一丁目18番1号 本庁舎3階

電話 055-237-5353

(3)配付方法 直接配付とし、郵送又は電送は行わない。ただし、甲府市ホームページ(事業者向け情報 入札・契約/入札情報)から情報を入手する場合は、この限りでない。

(4)申請書等の受付期間及び場所

ア 期間 2019年4月17日(水)～2019年4月26日(金)

(この期間内の土曜日、日曜日を除く。)

午前9時～午後5時

イ 場所 甲府市子ども未来部子ども未来総室総務課

甲府市丸の内一丁目18番1号 本庁舎3階

電話 055-237-5353

4 入札及び開札の日時及び場所

(1)日 時 2019年5月24日(金) 午後 2時

(2)場 所 甲府市役所 会議室8-2

甲府市丸の内一丁目18番1号 本庁舎8階

ただし、入札場所等については変更する場合がある。

5 入札方法

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10/100に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の100/110に相当する金額を入札書に記載すること。

6 入札の無効

この公告に示した入札参加資格のない者の行った入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者の行った入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

なお、入札参加資格の確認を受けた者であっても、入札時において2に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった者の行った入札は無効とする。

7 落札者の決定方法

甲府市契約規則第12条第1項の規定により定められた予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

8 その他

(1)入札保証金：免除

(2)契約保証金：(契約金額の10/100)：納付

ただし、甲府市契約規則第34条第1項第3号に規定する、過去2年の間に国(公社、公団を含む。)又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められる場合は免除する。

- (3)契約書作成の要否：要
- (4)仕様説明会を行わない。
- (5)その他公告にない事項については、入札説明書、甲府市契約規則による。



甲府市告示第211号

介護保険法（平成9年法律第123号）第78条の5第2項の規定による指定地域密着型サービス事業者として次の者の廃止届を受理したので、同法第78条の11の規定により公示する。

平成31年4月18日

甲府市長 樋口 雄一

1	介護保険事業所番号	1971800923
2	事業所の名称	デイサービス 花みずき
3	事業所の所在地	笛吹市石和町小石和 1848-1
4	当該事業所の申請者	株式会社 リビングさの 代表取締役社長 網倉 正秀
5	サービスの種類	地域密着型通所介護
6	廃止年月日	平成31年2月20日

甲府市告示第 2 1 2 号

動物の愛護及び管理に関する法律第 3 5 条第 3 項の規定に基づき次の犬又は猫の引取りを行ったので、甲府市動物の愛護及び管理に関する条例第 1 5 条第 4 項の規定により告示する。

この犬又は猫の所有者は、平成 3 1 年 4 月 2 2 日までに、引き取る旨の連絡を甲府市健康支援センターにすること。

なお、この期日までに引き取る旨の連絡を行わなかった場合は、この犬又は猫は処分する。

平成 3 1 年 4 月 1 8 日

甲府市長 樋 口 雄 一

- 1 拾得場所：甲府市徳行 5 丁目 2 番 2 0 号付近
- 2 犬又は猫の別：犬
- 3 種類：雑種（柴犬風）
- 4 性別：オス
- 5 毛の色：茶色
- 6 その他の特徴：茶色の首輪をしている、人なれしている、中型、老犬

【連絡先】甲府市健康支援センター 生活衛生薬務課  
電話：0 5 5 - 2 3 7 - 2 5 5 0

甲府市告示第213号

次の市税にかかわる書類は、その送達を受けるべき者の住所（居所）に郵送したが返送されたので、調査を行ったがなお不明のため地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公示する。

なお、当該書類は本職において保管し、送達を受けるべき者が請求したときはいつでも交付する。

平成31年4月19日

甲府市長 樋口雄一

- |   |           |        |             |       |
|---|-----------|--------|-------------|-------|
| 1 | 書類名       | 平成31年度 | 固定資産税・都市計画税 | 納税通知書 |
| 2 | 送達を受けるべき者 | 別紙のとおり |             |       |
| 3 | 保管場所      | 甲府市役所  | 市民部課税管理室    | 資産税課  |

甲府市告示第214号

次の国民健康保険被保険者証は、回収できないため、甲府市国民健康保険条例施行規則（昭和35年11月規則第52号）第13条の規定により無効である旨を告示する。

平成31年4月19日

甲府市長 樋口雄一

- 1 書類名 国民健康保険被保険者証
- 2 世帯主住所、被保険者氏名及び記号番号 別紙のとおり

甲府市告示第215号

介護保険法第82条第2項の規定に基づく指定居宅介護支援事業者として次の者の廃止届を受理したので、同法第85条の規定により公示する。

平成31年4月22日

甲府市長 樋口 雄一

- |   |           |                           |
|---|-----------|---------------------------|
| 1 | 介護保険事業所番号 | 1970105050                |
| 2 | 事業所の名称    | 居宅介護支援事業所奏楽               |
| 3 | 事業所の所在地   | 甲府市上石田3丁目19-23            |
| 4 | 当該事業所の申請者 | プラスユー株式会社<br>代表取締役社長 保坂美彦 |
| 5 | サービスの種類   | 居宅介護支援                    |
| 6 | 廃止年月日     | 平成31年4月15日                |

甲府市告示第216号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る次の開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により公告する。

平成31年4月22日

甲府市長 樋口 雄一

- 1 開発区域に含まれる地域の名称  
甲府市大里町字西耕地4425番1及び4425番3から4425番8まで以上7筆
- 2 公共施設の種類、位置

公共施設の種類	道路及び下水道
位置及び区域	別添図のとおり

（開発登録簿及び土地利用計画図は甲府市まちづくり部まち整備室都市計画課に備え置いて縦覧に供する。）

- 3 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
甲府市住吉四丁目3番34号  
株式会社青山  
代表取締役 青山 秀人

甲府市告示第217号

動物の愛護及び管理に関する法律第36条第2項の規定に基づき次の犬、猫等の収容を行ったので、甲府市動物の愛護及び管理に関する条例第17条の規定により告示する。

この犬、猫等の所有者は、平成31年5月7日までに、引き取る旨の連絡を甲府市健康支援センターにすること。

なお、この期日までに引き取る旨の連絡を行わなかった場合は、この犬、猫等は処分する。

平成31年4月22日

甲府市長 樋口 雄一

- 1 収容場所：甲府市中央2丁目地内
- 2 動物種：猫
- 3 種類：雑種
- 4 性別：メス
- 5 毛の色：三毛（茶黒白）
- 6 その他の特徴：成猫、中型

【連絡先】甲府市健康支援センター 生活衛生薬務課  
電話：055-237-2550

甲府市契約規則（昭和50年12月規則第66号）第5条の規定に基づき、次の1件の一般競争入札を執行する。

なお、対象工事は、価格と価格以外の要素とを総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式の工事である。

平成31年4月23日

甲府市長 樋口 雄一

一般競争入札（総合評価落札方式）公告個別事項

入札番号	(土木) 4号		
工事名	中道北小学校移転に伴う造成(A工区)工事		
工事場所	甲府市上曾根町地内		
工事概要	1	工事内容	掘削工 V=6,061.0m <sup>3</sup> 盛土工 V=8,539.0m <sup>3</sup> プレキャスト擁壁工(L型擁壁) L=104.0m 現場打ち擁壁工 L=5.0m 側溝工(U型側溝) L=160.0m 園路縁石工(地先境界ブロック) L=66.0m
	2	工期	平成31年11月15日まで
	3	予定価格 (税込み)	73,348,000円 <u>(消費税相当額10%で積算)</u>
	4	分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施義務	適用
入札参加資格	1	本店所在地	甲府市内
	2	競争入札参加資格	土木一式 A <u>特定建設業の許可</u>
	3	同種工事施工実績	公共施設等の土木工事。ただし、1件の工事請負額が、3,600万円以上の実績に限る。 元請として平成16年4月1日以降に完成、引き渡し済みの工事。 なお、共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。
	4	配置予定技術者の資格	入札説明書に記載 <u>(本案件に対し、技術者の工事实績)</u>



			<u>は求めません。)</u>
	5	近接工事	平成31年4月23日告示 (土木)5号 中道北小学校移転に伴う造成(B工区)工事の落札者は、本工事の落札者となることはできません。
総合評価に関する事項	1	総合評価方式の種類	特別簡易型Ⅱ
	2	加算点の満点	10
	3	評価の基準	総合評価入札技術等審査確認資料作成要領による
日程	1	入札説明書等配付開始日	平成31年4月23日
	2	入札説明書等配付締切日	平成31年5月10日
	3	申請書受付開始日	平成31年4月23日
	4	申請書受付締切日	平成31年5月10日 午後3時まで
	5	入札参加資格確認結果通知日	平成31年5月16日
	6	設計図書配付開始日	平成31年4月23日
	7	設計図書配付締切日	平成31年5月17日
	8	設計図書に関する質問開始日	平成31年4月23日
	9	設計図書に関する質問締切日	平成31年5月17日
	10	入札日時	平成31年5月24日 午前9時20分
	11	価格以外の評価点公表日	平成31年5月29日
	12	開札日時	平成31年6月4日 午前9時20分
	13	落札者決定日	平成31年6月5日
提出書類	1	参加申請時	入札説明書に記載
	2	入札時	入札参加資格確認通知書 工事費内訳書
	3	開札時	配置予定技術者の開札時の状況
入札参加資格に対する	1	質問	平成31年5月22日 午後5時まで

説明	2	回答	平成31年5月23日
価格以外の評価に関する照会	1	質問	平成31年5月31日まで
	2	回答	平成31年6月3日
価格以外の評価を修正した場合		公表	平成31年6月3日
入札の無効		入札参加資格のない者の行った入札 申請書又は資料に虚偽の記載をした者の行った入札 入札に関する条件に違反した入札 入札参加資格の要件を満たさなくなった者の行った入札	
入札保証金		免除	
契約保証金		契約金額の10/100 納付 ただし、有価証券の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証又は履行保証保険契約締結による保証を行った場合は、契約保証金を免除する。	
低入札価格調査制度		適用（甲府市低入札価格調査実施要綱（平成31年4月1日改正））	
支払条件		前金払	請求できる
		中間前金払	請求できる（ただし、部分払いとの選択制とする。）
		部分払	請求できる
問い合わせ先		甲府市総務部契約管財室契約課 〒400-8585 甲府市丸の内一丁目18番1号 電話055-237-5124	

甲府市契約規則（昭和50年12月規則第66号）第5条の規定に基づき、次の1件の一般競争入札を執行する。

なお、対象工事は、価格と価格以外の要素とを総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式の工事である。

平成31年4月23日

甲府市長 樋口 雄一

一般競争入札（総合評価落札方式）公告個別事項

入札番号	(土木) 5号		
工事名	中道北小学校移転に伴う造成(B工区)工事		
工事場所	甲府市上曾根町地内 外		
工事概要	1	工事内容	掘削工 $V=7,944.0\text{ m}^3$ 盛土工 $V=10,707.0\text{ m}^3$ プレキャスト擁壁工(L型擁壁) $L=157.0\text{ m}$ 現場打ち擁壁工 $L=2.0\text{ m}$ 側溝工(U型側溝) $L=85.0\text{ m}$ 園路縁石工(地先境界ブロック) $L=87.0\text{ m}$ 側溝工(自由勾配側溝) $L=95.0\text{ m}$ 表層(密粒度アスコン) $A=67.0\text{ m}^2$
	2	工期	平成31年11月15日まで
	3	予定価格 (税込み)	86,823,000円 (消費税相当額10%で積算)
	4	分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施義務	適用
入札参加資格	1	本店所在地	甲府市内
	2	競争入札参加資格	土木一式 A 特定建設業の許可
	3	同種工事施工実績	公共施設等の土木工事。ただし、1件の工事請負額が、4,300万円以上の実績に限る。 元請として平成16年4月1日以降に完成、引き渡し済みの工事。 なお、共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。

	4	配置予定技術者の資格	入札説明書に記載 <u>(本案件に対し、技術者の工事实績は求めません。)</u>
	5	近接工事	<u>平成31年4月23日告示 (土木)4号 中道北小学校移転に伴う造成(A工区)工事の落札者は、本工事の落札者となることはできません。</u>
総合評価に関する事項	1	総合評価方式の種類	特別簡易型Ⅱ
	2	加算点の満点	10
	3	評価の基準	総合評価入札技術等審査確認資料作成要領による
日程	1	入札説明書等配付開始日	平成31年4月23日
	2	入札説明書等配付締切日	平成31年5月10日
	3	申請書受付開始日	平成31年4月23日
	4	申請書受付締切日	平成31年5月10日 <u>午後3時まで</u>
	5	入札参加資格確認結果通知日	平成31年5月16日
	6	設計図書配付開始日	平成31年4月23日
	7	設計図書配付締切日	平成31年5月17日
	8	設計図書に関する質問開始日	平成31年4月23日
	9	設計図書に関する質問締切日	平成31年5月17日
	10	入札日時	平成31年5月24日 午前9時10分
	11	価格以外の評価点公表日	平成31年5月29日
	12	開札日時	平成31年6月4日 午前9時10分
	13	落札者決定日	平成31年6月5日
提出書類	1	参加申請時	入札説明書に記載
	2	入札時	入札参加資格確認通知書 工事費内訳書
	3	開札時	配置予定技術者の開札時の状況

入札参加資格に対する説明	1	質問	平成31年5月22日 午後5時まで
	2	回答	平成31年5月23日
価格以外の評価に関する照会	1	質問	平成31年5月31日まで
	2	回答	平成31年6月3日
価格以外の評価を修正した場合		公表	平成31年6月3日
入札の無効	入札参加資格のない者の行った入札 申請書又は資料に虚偽の記載をした者の行った入札 入札に関する条件に違反した入札 入札参加資格の要件を満たさなくなった者の行った入札		
入札保証金	免除		
契約保証金	契約金額の10/100 納付 ただし、有価証券の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証又は履行保証保険契約締結による保証を行った場合は、契約保証金を免除する。		
低入札価格調査制度	適用（甲府市低入札価格調査実施要綱（平成31年4月1日改正））		
支払条件	前金払	請求できる	
	中間前金払	請求できる（ただし、部分払いとの選択制とする。）	
	部分払	請求できる	
問い合わせ先	甲府市総務部契約管財室契約課 〒400-8585 甲府市丸の内一丁目18番1号 電話055-237-5124		

甲府市告示第220号

甲府市契約規則（昭和50年12月規則第66号）第5条の規定に基づき、次の1件の一般競争入札を執行する。

なお、対象工事は、価格と価格以外の要素とを総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式の工事である。

平成31年4月23日

甲府市長 樋口 雄一

一般競争入札（総合評価落札方式）公告個別事項

入札番号	(土木) 6号		
工事名	新田小学校校庭整備工事		
工事場所	甲府市新田町12-28		
工事概要	1	工事内容	表層工：火山砂2mmアンダー＋焼成細粒土 (t=100) 7,343.0m <sup>2</sup> 路盤工：C-40 (t=100) 6,162.0m <sup>2</sup>
	2	工期	平成31年9月13日まで
	3	予定価格 (税込み)	62,467,200円
	4	分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の 実施義務	適用
入札参加資格	1	本店所在地	甲府市内
	2	競争入札参加資格	土木一式 A
	3	同種工事施工実績	公共施設等の土木工事。ただし、1件の工事請負額が、3,100万円以上の実績に限る。 元請として平成16年4月1日以降に完成、引き渡し済みの工事。 なお、共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。
	4	配置予定技術者の資格	入札説明書に記載 <u>(本案件に対し、技術者の工事实績は求めません。)</u>
総合評価に	1	総合評価方式の種類	特別簡易型Ⅱ

関する事項	2	加算点の満点	10
	3	評価の基準	総合評価入札技術等審査確認資料作成要領による
日程	1	入札説明書等配付開始日	平成31年4月23日
	2	入札説明書等配付締切日	平成31年5月10日
	3	申請書受付開始日	平成31年4月23日
	4	申請書受付締切日	平成31年5月10日 午後3時まで
	5	入札参加資格確認結果通知日	平成31年5月16日
	6	設計図書配付開始日	平成31年4月23日
	7	設計図書配付締切日	平成31年5月17日
	8	設計図書に関する質問開始日	平成31年4月23日
	9	設計図書に関する質問締切日	平成31年5月17日
	10	入札日時	平成31年5月24日 午前9時30分
	11	価格以外の評価点公表日	平成31年5月29日
	12	開札日時	平成31年6月4日 午前9時30分
	13	落札者決定日	平成31年6月5日
提出書類	1	参加申請時	入札説明書に記載
	2	入札時	入札参加資格確認通知書 工事費内訳書
	3	開札時	配置予定技術者の開札時の状況
入札参加資格に対する説明	1	質問	平成31年5月22日 午後5時まで
	2	回答	平成31年5月23日
価格以外の評価に関する照会	1	質問	平成31年5月31日まで
	2	回答	平成31年6月3日
価格以外の評価を修正した場合		公表	平成31年6月3日

入札の無効	入札参加資格のない者の行った入札 申請書又は資料に虚偽の記載をした者の行った入札 入札に関する条件に違反した入札 入札参加資格の要件を満たさなくなった者の行った入札	
入札保証金	免除	
契約保証金	契約金額の10/100 納付 ただし、有価証券の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証又は履行保証保険契約締結による保証を行った場合は、契約保証金を免除する。	
低入札価格調査制度	適用（甲府市低入札価格調査実施要綱（平成31年4月1日改正））	
支払条件	前金払	請求できる
	中間前金払	請求できる（ただし、部分払いとの選択制とする。）
	部分払	請求できる
問い合わせ先	甲府市総務部契約管財室契約課 〒400-8585 甲府市丸の内一丁目18番1号 電話055-237-5124	



甲府市告示第221号

甲府市契約規則（昭和50年12月規則第66号）第5条の規定に基づき、次の1件の一般競争入札を執行する。

平成31年4月23日

甲府市長 樋口 雄一

一般競争入札 公告個別事項

入札番号	(土木) 7号		
工事名	補修センター移転に伴う資材置場造成工事		
工事場所	笛吹市石和町東油川地内		
工事概要	1	工事内容	資材置場造成 <ul style="list-style-type: none"> <li>・舗装工 A = 1, 180.0 m<sup>2</sup></li> <li>・防護柵工 L = 26.0 m</li> <li>・門扉工 N = 2箇所</li> <li>・擁壁工 L = 54.0 m</li> <li>・縁石工 L = 53.0 m</li> <li>・場内付帯工【残土置場】 1式</li> </ul>
	2	工期	平成31年8月30日まで
	3	予定価格 (税込み)	18,781,200円
	4	分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施義務	適用
入札参加資格	1	本店所在地	甲府市内
	2	競争入札参加資格	土木一式 B又はC
	3	同種工事施工実績	公共施設等の土木工事。ただし、1件の工事請負額が900万円以上の実績に限る。 元請として平成16年4月1日以降に完成、引き渡し済みの工事。 なお、共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。
	4	配置予定技術者の資格	入札説明書に記載 (本案件に対し、技術者の工事实績は求めません。)
日程	1	入札説明書等配付開始日	平成31年4月23日

	2	入札説明書等配付締切日	平成31年5月10日
	3	申請書受付開始日	平成31年4月23日
	4	申請書受付締切日	平成31年5月10日 午後3時まで
	5	入札参加資格確認結果通知日	平成31年5月16日
	6	設計図書配付開始日	平成31年4月23日
	7	設計図書配付締切日	平成31年5月17日
	8	設計図書に関する質問開始日	平成31年4月23日
	9	設計図書に関する質問締切日	平成31年5月17日
	10	入札及び開札日時	平成31年5月24日 午前10時00分
提出書類	1	参加申請時	入札説明書に記載
	2	入札時	入札参加資格確認通知書 工事費内訳書
入札参加資格に対する説明	1	質問	平成31年5月22日 午後5時まで
	2	回答	平成31年5月23日
入札の無効	入札参加資格のない者の行った入札 申請書又は資料に虚偽の記載をした者の行った入札 入札に関する条件に違反した入札 入札参加資格の要件を満たさなくなった者の行った入札		
入札保証金	免除		
契約保証金	契約金額の10/100 納付 ただし、有価証券の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証又は履行保証保険契約締結による保証を行った場合は、契約保証金を免除する。		
低入札価格調査制度	適用（ <u>甲府市低入札価格調査実施要綱（平成31年4月1日改正）</u> ）		
支払条件	前金払		請求できる
	中間前金払		請求できる

問い合わせ先	甲府市総務部契約管財室契約課 〒400-8585 甲府市丸の内一丁目18番1号 電話055-237-5124
--------	---

甲府市告示第222号

甲府市契約規則（昭和50年12月規則第66号）第5条の規定に基づき、次の1件の一般競争入札を執行する。

なお、対象工事は、価格と価格以外の要素とを総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式の工事である。

平成31年4月23日

甲府市長 樋口 雄一

一般競争入札（総合評価落札方式）公告個別事項

入札番号	(土木) 9号		
工事名	橋東線歩道設置工事(その2)		
工事場所	中央二丁目地内 外		
工事概要	1	工事内容	施工延長 L = 214.20m 側溝工 L = 142.00m 防護柵工 N = 88本 自然石舗装工 A = 264.00㎡ 付帯工 1式
	2	工期	平成31年9月27日まで
	3	予定価格 (税込み)	39,279,600円
	4	分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施義務	適用
入札参加資格	1	本店所在地	甲府市内
	2	競争入札参加資格	土木一式 A又はB
	3	同種工事施工実績	道路工事等。ただし、1件の工事請負額が、1,900万円以上の実績に限る。 元請として平成16年4月1日以降に完成、引き渡し済みの工事。 なお、共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。
	4	配置予定技術者の資格	入札説明書に記載 <u>(本案件に対し、技術者の工事实績は求めません。)</u>
総合評価に	1	総合評価方式の種類	特別簡易型 I

関する事項	2	加算点の満点	10
	3	評価の基準	総合評価入札技術等審査確認資料作成要領による
日程	1	入札説明書等配付開始日	平成31年4月23日
	2	入札説明書等配付締切日	平成31年5月10日
	3	申請書受付開始日	平成31年4月23日
	4	申請書受付締切日	平成31年5月10日 <u>午後3時まで</u>
	5	入札参加資格確認結果通知日	平成31年5月16日
	6	設計図書配付開始日	平成31年4月23日
	7	設計図書配付締切日	平成31年5月17日
	8	設計図書に関する質問開始日	平成31年4月23日
	9	設計図書に関する質問締切日	平成31年5月17日
	10	入札日時	平成31年5月24日 午前9時40分
	11	価格以外の評価点公表日	平成31年5月29日
	12	開札日時	平成31年6月4日 午前9時40分
	13	落札者決定日	平成31年6月5日
提出書類	1	参加申請時	入札説明書に記載
	2	入札時	入札参加資格確認通知書 工事費内訳書
	3	開札時	配置予定技術者の開札時の状況
入札参加資格に対する説明	1	質問	平成31年5月22日 午後5時まで
	2	回答	平成31年5月23日
価格以外の評価に関する照会	1	質問	平成31年5月31日まで
	2	回答	平成31年6月3日
価格以外の評価を修正した場合		公表	平成31年6月3日

入札の無効	入札参加資格のない者の行った入札 申請書又は資料に虚偽の記載をした者の行った入札 入札に関する条件に違反した入札 入札参加資格の要件を満たさなくなった者の行った入札	
入札保証金	免除	
契約保証金	契約金額の10/100 納付 ただし、有価証券の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証又は履行保証保険契約締結による保証を行った場合は、契約保証金を免除する。	
低入札価格調査制度	適用（ <u>甲府市低入札価格調査実施要綱（平成31年4月1日改正）</u> ）	
支払条件	前金払	請求できる
	中間前金払	請求できる
問い合わせ先	甲府市総務部契約管財室契約課 〒400-8585 甲府市丸の内一丁目18番1号 電話055-237-5124	

甲府市告示第223号

甲府市契約規則（昭和50年12月規則第66号）第5条の規定に基づき、次の1件の一般競争入札を執行する。

なお、対象工事は、価格と価格以外の要素とを総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式の工事である。

平成31年4月23日

甲府市長 樋口 雄一

一般競争入札（総合評価落札方式）公告個別事項

入札番号	(土木) 10号		
工事名	H31道路改良工事(市道下曾根2200号線)橋梁工事		
工事場所	甲府市下曾根町地内		
工事概要	1	工事内容	橋梁上部工 鋼・コンクリート合成床版橋 L = 28.6m N = 1橋(50.38t) 橋梁下部工 A1橋台工 V = 47m <sup>3</sup> 鋼管杭 N = 6本 A2橋台工 V = 46m <sup>3</sup> 鋼管杭 N = 8本 護岸工 コンクリートブロック積 1式 仮設工 N = 1式
	2	工期	平成32年3月30日まで
	3	予定価格 (税込み)	159,148,000円 (消費税相当額10%で積算)
	4	分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の 実施義務	適用
入札参加資格	1	本店所在地	甲府市内
	2	競争入札参加資格	土木一式 A 特定建設業の許可
	3	同種工事施工実績	橋梁工事等又は道路工事等。ただし、1件の工事請負額が、7,900万円以上の実績に限る。 元請として平成16年4月1日以降に完成、引き渡し済みの工事。 なお、共同企業体の構成員としての実

			績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。
	4	配置予定技術者の資格	入札説明書に記載 (本案件に対し、技術者の工事实績は求めません。)
総合評価に関する事項	1	総合評価方式の種類	簡易型 (I)
	2	加算点の満点	20
	3	評価の基準	総合評価入札技術等審査確認資料作成要領による
日程	1	入札説明書等配付開始日	平成31年4月23日
	2	入札説明書等配付締切日	平成31年5月10日
	3	申請書受付開始日	平成31年4月23日
	4	申請書受付締切日	平成31年5月10日 午後3時まで
	5	入札参加資格確認結果通知日	平成31年5月16日
	6	設計図書配付開始日	平成31年4月23日
	7	設計図書配付締切日	平成31年5月17日
	8	設計図書に関する質問開始日	平成31年4月23日
	9	設計図書に関する質問締切日	平成31年5月17日
	10	入札日時	平成31年5月24日 午前9時00分
	11	価格以外の評価点公表日	平成31年5月29日
	12	開札日時	平成31年6月4日 午前9時00分
	13	落札者決定日	平成31年6月5日
提出書類	1	参加申請時	入札説明書に記載
	2	入札時	入札参加資格確認通知書 施工計画書 工事費内訳書
入札参加資格に対する説明	1	質問	平成31年5月22日 午後5時まで
	2	回答	平成31年5月23日



価格以外の評価に関する照会	1	質問	平成31年5月31日まで
	2	回答	平成31年6月3日
価格以外の評価を修正した場合		公表	平成31年6月3日
入札の無効	入札参加資格のない者の行った入札 申請書又は資料に虚偽の記載をした者の行った入札 入札に関する条件に違反した入札 入札参加資格の要件を満たさなくなった者の行った入札		
入札保証金	免除		
契約保証金	契約金額の10/100 納付 ただし、有価証券の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証又は履行保証保険契約締結による保証を行った場合は、契約保証金を免除する。		
低入札価格調査制度	<u>適用（甲府市低入札価格調査実施要綱（平成31年4月1日改正）</u>		
支払条件	前金払	請求できる	
	中間前金払	請求できる（ただし、部分払いとの選択制とする。）	
	部分払	請求できる	
問い合わせ先	甲府市総務部契約管財室契約課 〒400-8585 甲府市丸の内一丁目18番1号 電話055-237-5124		

甲府市契約規則（昭和50年12月規則第66号）第5条の規定に基づき、次の1件の一般競争入札を執行する。

なお、対象工事は、価格と価格以外の要素とを総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式の工事である。

平成31年4月23日

甲府市長 樋口 雄一

一般競争入札（総合評価落札方式）公告個別事項

入札番号	(建築) 8号		
工事名	補修センター移転に伴う車庫・倉庫棟新築工事		
工事場所	甲府市上町601-4		
工事概要	1	工事内容	・鉄骨造平屋建て ・建築面積 239.44㎡ ・延べ面積 259.74㎡
	2	工期	平成31年9月17日まで
	3	予定価格 (税込み)	40,251,600円
	4	分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施義務	不適用
入札参加資格	1	本店所在地	甲府市内
	2	競争入札参加資格	建築一式 A又はB
	3	同種工事施工実績	鉄骨造等による公共施設等の新築、改築、増築工事等。ただし、1件の工事請負額が、2,000万円以上の実績に限る。 元請として平成16年4月1日以降に完成、引き渡し済みの工事。 なお、共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。
	4	配置予定技術者の資格	入札説明書に記載 (本案件に対し、技術者の工事实績は求めません。)
総合評価に	1	総合評価方式の種類	特別簡易型 I

関する事項	2	加算点の満点	10
	3	評価の基準	総合評価入札技術等審査確認資料作成要領による
日程	1	入札説明書等配付開始日	平成31年4月23日
	2	入札説明書等配付締切日	平成31年5月10日
	3	申請書受付開始日	平成31年4月23日
	4	申請書受付締切日	平成31年5月10日 午後3時まで
	5	入札参加資格確認結果通知日	平成31年5月16日
	6	設計図書配付開始日	平成31年4月23日
	7	設計図書配付締切日	平成31年5月17日
	8	設計図書に関する質問開始日	平成31年4月23日
	9	設計図書に関する質問締切日	平成31年5月17日
	10	入札日時	平成31年5月24日 午前9時50分
	11	価格以外の評価点公表日	平成31年5月29日
	12	開札日時	平成31年6月4日 午前9時50分
	13	落札者決定日	平成31年6月5日
提出書類	1	参加申請時	入札説明書に記載
	2	入札時	入札参加資格確認通知書 工事費内訳書
	3	開札時	配置予定技術者の開札時の状況
入札参加資格に対する説明	1	質問	平成31年5月22日 午後5時まで
	2	回答	平成31年5月23日
価格以外の評価に関する照会	1	質問	平成31年5月31日まで
	2	回答	平成31年6月3日
価格以外の評価を修正した場合		公表	平成31年6月3日

入札の無効	入札参加資格のない者の行った入札 申請書又は資料に虚偽の記載をした者の行った入札 入札に関する条件に違反した入札 入札参加資格の要件を満たさなくなった者の行った入札	
入札保証金	免除	
契約保証金	契約金額の10/100 納付 ただし、有価証券の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証又は履行保証保険契約締結による保証を行った場合は、契約保証金を免除する。	
低入札価格調査制度	適用	
支払条件	前金払	請求できる
	中間前金払	請求できる
問い合わせ先	甲府市総務部契約管財室契約課 〒400-8585 甲府市丸の内一丁目18番1号 電話055-237-5124	

甲府市契約規則（昭和50年12月規則第66号）第5条の規定に基づき、次の1件の一般競争入札を執行する。

平成31年4月23日

甲府市長 樋口 雄一

一般競争入札 公告個別事項

入札番号	合併（舗装）1号		
工事名	①H31都市計画道路和戸町竜王線舗装工事（中央四丁目工区） ②舗装復旧工事（公共H31-4）		
工事場所	甲府市中央四丁目地内		
工事概要	1	工事内容	①・施工延長 L = 94.0 m ・路床安定処理 V = 197.0 m <sup>3</sup> ・アスファルト舗装工 A = 1,473.0 m <sup>2</sup> （基層止め） ・透水性舗装 A = 400.0 m <sup>2</sup> （路盤止め） ・縁石工 L = 171.0 m ・縁石柵 N = 5箇所 ②・不陸整正工 （粒調碎石M30 3 m <sup>3</sup> /100 m <sup>2</sup> ） A = 52.0 m <sup>2</sup> ・表層工（再生密粒度ASC t = 5 cm） A = 52.0 m <sup>2</sup> ・区画線工 1式 ・付帯工 1式
	2	工期	平成31年9月30日まで
	3	予定価格 （税込み）	22,647,600円
	4	分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の 実施義務	適用
入札参加資格	1	本店所在地	甲府市内
	2	競争入札参加資格	舗装 直近の経営事項審査結果通知書の総合 評定値（P）650点以上

	3	同種工事施工実績	舗装工事等。 元請として平成16年4月1日以降に完成、引き渡し済みの工事。 なお、共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。
	4	配置予定技術者の資格	入札説明書に記載 <u>(本案件に対し、技術者の工事实績は求めません。)</u>
日程	1	入札説明書等配付開始日	平成31年4月23日
	2	入札説明書等配付締切日	平成31年5月10日
	3	申請書受付開始日	平成31年4月23日
	4	申請書受付締切日	平成31年5月10日 <u>午後3時まで</u>
	5	入札参加資格確認結果通知日	平成31年5月16日
	6	設計図書配付開始日	平成31年4月23日
	7	設計図書配付締切日	平成31年5月17日
	8	設計図書に関する質問開始日	平成31年4月23日
	9	設計図書に関する質問締切日	平成31年5月17日
	10	入札及び開札日時	平成31年5月24日 午前10時10分
提出書類	1	参加申請時	入札説明書に記載
	2	入札時	入札参加資格確認通知書 工事費内訳書
入札参加資格に対する説明	1	質問	平成31年5月22日 午後5時まで
	2	回答	平成31年5月23日
入札の無効	入札参加資格のない者の行った入札 申請書又は資料に虚偽の記載をした者の行った入札 入札に関する条件に違反した入札 入札参加資格の要件を満たさなくなった者の行った入札		
入札保証金	免除		

契約保証金	<p>契約金額の10/100納付  ただし、有価証券の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証又は履行保証保険契約締結による保証を行った場合は、契約保証金を免除する。</p>	
低入札価格調査制度	<p>適用（甲府市低入札価格調査実施要綱（平成31年4月1日改正））</p>	
支払条件	前金払	請求できる
	中間前金払	請求できる
問い合わせ先	<p>甲府市総務部契約管財室契約課  〒400-8585  甲府市丸の内一丁目18番1号  電話055-237-5124</p>	

甲府市告示第226号

次の介護保険料にかかわる書類は、その送達を受けるべき者の住所（居所）に郵送したが返送されたので調査を行ったが、なお不明のため介護保険法（平成9年法律第123号）第143条において準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公示する。

なお、当該書類は本職において保管し、送達を受けるべき者が請求したときはいつでも交付する。

平成31年4月24日

甲府市長 樋口 雄一

- |   |           |   |
|---|-----------|---|
| 1 | 書類名       | 甲府市介護保険料 納入通知書<br>甲府市介護保険料 納付書  |
| 2 | 発送日       | 平成31年4月1日   |
| 3 | 項目        | 平成31年度介護保険料納入通知書（平成30年度賦課分）<br>平成31年度介護保険料過年1期分   |
| 4 | 納期限       | 平成31年5月7日   |
| 5 | 納付場所      | 甲府市指定金融機関<br>甲府市収納代理金融機関<br>ゆうちょ銀行<br>甲府市指定コンビニエンスストア<br>甲府市市民部収納管理室収納課<br>甲府市福祉保健部長寿支援室介護保険課<br>窓口センター |
| 6 | 送達を受けるべき者 | (省略)  |
| 7 | 保管場所      | 甲府市福祉保健部長寿支援室介護保険課  |



都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る次の開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により公告する。

平成31年4月25日

甲府市長 樋口 雄一

1 開発区域に含まれる地域の名称

甲府市荒川二丁目1007番1、1007番6から1007番15まで及び  
1041番9  
以上12筆

2 公共施設の種類、位置

公共施設の種類	道路、ごみ集積所及び下水道
位置及び区域	別添図のとおり

（開発登録簿及び土地利用計画図は甲府市まちづくり部まち整備室都市計画課に備え置いて縦覧に供する。）

3 開発許可を受けた者の住所及び氏名

甲府市富竹一丁目9番13号  
株式会社クローバー  
代表取締役 丸山 奈津子

甲府市告示第228号

次の差押にかかわる書類は、その送達を受けるべき者の住所（居所）に郵送したところ返送されたので、調査を行ったがなお不明のため、国税徴収法（昭和34年4月20日法律第147号）第54条の規定により公示する。

なお、当該書類は本職において保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

平成31年4月25日

甲府市長 樋口 雄一

- |   |           |       |                   |
|---|-----------|-------|-------------------|
| 1 | 書類名       | 配当計算書 | 福発第316号           |
|   |           | 充当通知書 | 福発第317号           |
| 2 | 送達を受けるべき者 | (省略)  |                   |
| 3 | 保管場所      | 甲府市役所 | 福祉保健部 長寿支援室 介護保険課 |

甲府市告示第 2 2 9 号

動物の愛護及び管理に関する法律第 3 5 条第 3 項の規定に基づき次の犬又は猫の引取りを行ったので、甲府市動物の愛護及び管理に関する条例第 1 5 条第 4 項の規定により告示する。

この犬又は猫の所有者は、平成 3 1 年 5 月 8 日までに、引き取る旨の連絡を甲府市健康支援センターにすること。

なお、この期日までに引き取る旨の連絡を行わなかった場合は、この犬又は猫は処分する。

平成 3 1 年 4 月 2 6 日

甲府市長 樋 口 雄 一

- 1 拾得場所：甲府市下向山町地内
- 2 犬又は猫の別：犬
- 3 種類：雑種
- 4 性別：オス
- 5 毛の色：黒色
- 6 その他の特徴：2～3ヶ月齢位、たれ耳、小型

【連絡先】甲府市健康支援センター 生活衛生薬務課  
電話：0 5 5 - 2 3 7 - 2 5 5 0

甲府市告示第230号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る次の開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により公告する。

平成31年4月26日

甲府市長 樋口 雄一

- 1 開発区域に含まれる地域の名称  
甲府市増坪町字チクヤ399番4及び402番3  
以上2筆
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
笛吹市石和町唐柏396番地1  
セジュールOTT'S 105  
久保田 大

公募型プロポーザル方式に係る手続開始の公告について、次のとおり企画提案書の提出を招請する。

平成31年4月26日

甲府市長 樋口 雄一

1 業務名

甲府市プレミアム付商品券発行運營業務委託

2 業務目的

消費税・地方消費税率引き上げが低所得者・子育て世帯の消費に与える影響を緩和するとともに、地域における消費を喚起・下支えするため、低所得者・子育て世帯向けにプレミアム付商品券の発行事業を行う。

3 事業期間

契約締結日から平成32年3月31日

4 参加資格要件

次の全ての要件を満たす者とする。

- (1) 市内に本店または営業所があること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定のいずれにも該当していないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき、更生手続き開始の申立てがなされている者でないこと。
- (4) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、再生手続き開始の申立てがなされている者でないこと。
- (5) 指名停止を受けている者でないこと。
- (6) 租税を完納していること。
- (7) 本業務に類似する十分な実績及び能力を有していること。（過去5年以内に国や地方公共団体においての実績を有していること。）
- (8) 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77条）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）または、法人であってその役員が暴力団員でないこと。

5 手続等

- (1) 「甲府市プレミアム付商品券発行運營業務委託」公募型プロポーザル実施要領（以下「公募型プロポーザル実施要領」という。）、仕様書及び各種様式等は甲府市ホームページにて公表するので、適宜ダウンロードすること。
- (2) 企画提案書等の提出方法、提出期限及び提出先については公募型プロポーザル実施要領を参照すること。

6 事務局

甲府市福祉保健部福祉保健総室総務課

山梨県甲府市丸の内1丁目18番1号  
TEL : 055-237-5370  
FAX : 055-228-4889

---

# 教育委員会

---

甲府市立図書館条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年4月19日

甲府市教育委員会

教育長 小林 仁

甲府市教育委員会規則第5号

甲府市立図書館条例施行規則の一部を改正する規則

甲府市立図書館条例施行規則（平成8年10月教委規則第17号）の一部を次のように改正する。

第1号様式を次のように改める。

複写利用申込書

年 月 日

(あて先)甲府市立図書館長

名 前		電 話			
住 所	〒 —				
分 類	資 料 名	写 頁	マイクロ複写該当箇所	カラー枚数	白黒枚数
				枚	枚
				枚	枚
				枚	枚
				計	枚

処理欄	
-----	--

- ※ 太線の枠内を記入してください。
- ※ 複写により著作権法上の問題が生じた場合、図書館は一切の責任を負いません。
- ※ 複写後、内容と枚数の確認をしますのでカウンターまでお持ちください。

◎複写できるのは、利用者個人の調査研究の用に供する場合で、同じ箇所を複数枚複写することができません。複写した場合は、回収させていただきますのでご了承ください。

第2号様式中「平成 年 月 日」を「年 月 日」に、

「 明治 大正 昭和 平成 年 月 日生 」	を	「 年 月 日生 」	に改
--	---	------------------	----

める。



附 則

この規則は、令和元年5月1日から施行する。

甲府市学校施設のスポーツ開放に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年4月19日

甲府市教育委員会

教育長 小林 仁

教育委員会規則第6号

甲府市学校施設のスポーツ開放に関する規則の一部を改正する規則

甲府市学校施設のスポーツ開放に関する規則（昭和51年3月教委規則第6号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第5条関係）

開放施設	開放日	開放時間
運動場（照明施設を含む。）	土曜日 日曜日 祝祭日 長期休業日	午前6時～午後10時
	平日（長期休業日を除く。）	午前6時～午前7時30分 午後5時～午後10時
テニスコート（照明施設を含む。）	土曜日 日曜日 祝祭日 長期休業日	午前8時～午後10時
	平日（長期休業日を除く。）	午後7時～午後10時
屋内運動場（照明施設を含む。）	土曜日 日曜日 祝祭日 長期休業日	午前8時～午後10時
	平日（長期休業日を除く。）	午後5時～午後10時
柔剣道場（照明施設を含む。）	土曜日 日曜日 祝祭日 長期休業日	午前8時～午後10時
	平日（長期休業日を除く。）	午後5時～午後10時

備考 この表中「長期休業日」とは、市立の小学校、中学校、高等学校及び専門

学校における夏季、冬季、学年末等の休業日をいう。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

甲府市学校職員の勤務時間等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年4月19日

甲府市教育委員会

教育長 小林 仁

#### 甲府市教育委員会規則第7号

甲府市学校職員の勤務時間等に関する規則の一部を改正する規則

甲府市学校職員の勤務時間等に関する規則（平成7年3月規則第7号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「次項、次条及び第9条において」を「以下」に改める。

第7条第1項中「条例第9条第2項の規定により正規の勤務時間以外の時間において職員に勤務すること」を「職員に時間外勤務（条例第9条第2項の規定に基づき命ぜられて行う勤務をいう。以下同じ。）」に改め、同条第2項中「条例第9条第2項の規定により正規の勤務時間以外の時間において」を削り、「勤務すること」を「時間外勤務」に改める。

第7条の2を第7条の2の2とし、第7条の次に次の1条を加える。

（時間外勤務を命ずる時間及び月数の上限）

第7条の2 教育委員会は、職員に時間外勤務を命ずる場合には、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める時間及び月数（第1号にあっては、時間）（労働基準法（昭和22年法律第49号）別表第1に掲げる事業に従事する職員にあっては、同法第36条第1項の規定により延長した労働時間）の範囲内で必要最小限の時間外勤務を命ずるものとする。

(1) 次号に規定する場合以外の場合 次のア及びイに定める時間

ア 1月において時間外勤務を命ずる時間について45時間

イ 1年において時間外勤務を命ずる時間について360時間

(2) 他律的業務（業務量、業務の実施時期その他の業務の遂行に関する事項を自

ら決定することが困難な業務をいう。)又は通常予見することができない業務量の大幅な増加等に伴い臨時的に前号に規定する時間を超えて時間外勤務を命ずる必要がある場合 次のアからエまでに定める時間及び月数

ア 1月において時間外勤務を命ずる時間について100時間未満

イ 1年において時間外勤務を命ずる時間について720時間

ウ 1月ごとに区分した各期間に当該各期間の直前の1月、2月、3月、4月及び5月の期間を加えたそれぞれの期間において時間外勤務を命ずる時間の1月当たりの平均時間について80時間

エ 1年のうち1月において45時間を超えて時間外勤務を命ずる月数について6月

2 教育委員会が、特例業務(災害への対処その他の重要な業務であって特に緊急に処理することを要するものと教育委員会が認めるものをいう。)に従事する職員に対し、前項各号に規定する時間又は月数を超えて時間外勤務を命ずる必要があると認める場合(労働基準法別表第1に掲げる事業に従事する職員にあっては、同法第33条第1項の規定による行政官庁の許可を受け、又は届出をした場合に限る。)には、前項(当該超えることとなる時間又は月数に係る部分に限る。)の規定は、適用しない。

3 教育委員会は、前項の規定により、第1項各号に規定する時間又は月数を超えて職員に時間外勤務を命ずる場合には、当該超えた部分の時間外勤務を必要最小限のものとし、かつ、当該職員の健康の確保に最大限の配慮をするとともに、当該時間外勤務を命じた日が属する当該時間又は月数の算定に係る1年の末日の翌日から起算して6月以内に、当該時間外勤務に係る要因の整理、分析及び検証を行わなければならない。

第7条の4第1項第4号中「第7条の2」を「第7条の2の2」に改める。

第9条第1項中「(昭和22年法律第49号)」を削る。

#### 附 則

1 この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の甲府市学校職員の勤務時間等に関する規則の規定は、平成31年4月1日から適用する。

2 平成31年8月31日までの間におけるこの規則による改正後の第7条の2第1項第2号(ウに係る部分に限る。)の規定の適用については、同号ウ中「5月

の期間」とあるのは、「5月の期間（平成31年4月以後の期間に限る。）」とする。

甲府市教育委員会告示第16号

地方自治法施行令第158条第1項の規定に基づき、甲府市緑が丘スポーツ公園（有料運動施設）、甲府市青葉スポーツ広場及び甲府市東下条スポーツ広場に係る施設の使用料の収納事務を次のとおり委託したので、同条第2項の規定により告示する。

平成31年4月1日

甲府市教育委員会  
教育長 小林 仁

- 1 委託する相手方  
所 在 甲府市緑が丘二丁目8番1号  
名 称 公益財団法人甲府市体育協会 会長 樋口 雄一
- 2 委託する期間  
平成31年4月1日から平成36年3月31日まで
- 3 委託する事務  
甲府市緑が丘スポーツ公園（有料運動施設）、甲府市青葉スポーツ広場及び甲府市東下条スポーツ広場に係る施設の使用料の収納事務

甲府市教育委員会告示第17号

地方自治法施行令第158条第1項の規定に基づき、甲府市立学校校舎等使用料条例（有料運動施設）に係る施設の使用料の収納事務を次のとおり委託したので、同条第2項の規定により告示する。

平成31年4月1日

甲府市教育委員会  
教育長 小林 仁

- 1 委託する相手方  
所 在 別紙のとおり  
名 称 別紙のとおり
- 2 委託する期間  
平成31年4月1日から平成32年3月31日まで
- 3 委託する事務  
学校開放事業（有料運動施設）に係る施設の使用料の収納事務



---

# 選挙管理委員会

---

甲府市選挙管理委員会告示第46号

地方自治法第74条第1項及び第75条第1項並びに市町村合併の特例に関する法律第4条第1項及び第5条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の1/50の数並びに地方自治法第76条第1項、第80条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律第8条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の1/3の数並びに市町村合併の特例に関する法律第4条第11項及び第5条第15項の規定する選挙権を有する者の総数の1/6の数は、次のとおりである。

平成31年4月13日

甲府市選挙管理委員会  
委員長 志村文武

1	1/50の数	3, 126人
2	1/3の数	52, 097人
3	1/6の数	26, 049人
4	選挙人名簿登録者数	156, 290人

甲府市選挙管理委員会告示第47号

平成31年4月21日執行の甲府市議会議員一般選挙における公職選挙法第144条の2第1項の規定によるポスター掲示場を、別紙のとおり設置した。

平成31年4月13日

甲府市選挙管理委員会  
委員長 志村文武

甲府市選挙管理委員会告示第48号

平成31年4月21日執行の甲府市議会議員一般選挙における選挙長及びその職務を代理すべき者を、次のとおり選任する。

平成31年4月14日

甲府市選挙管理委員会  
委員長 志村文武

選挙長		職務代理者	
住所	氏名	住所	氏名
甲府市伊勢 3丁目15番1号	志村文武	甲府市下飯田 1丁目1番15号	三井和子

甲府市選挙管理委員会告示第49号

平成31年4月21日執行の甲府市議会議員一般選挙における選挙会の日時及び場所は、次のとおりである。

平成31年4月14日

甲府市選挙管理委員会  
委員長 志村文武

- |   |    |               |           |
|---|----|---------------|-----------|
| 1 | 日時 | 平成31年4月21日(日) | 午後9時00分   |
| 2 | 場所 | 甲府市青沼三丁目5番44号 | 甲府市総合市民会館 |

甲府市選挙管理委員会告示第50号

平成31年4月21日執行の甲府市議会議員一般選挙における開票事務は、選挙会の事務に併せて行う。

平成31年4月14日

甲府市選挙管理委員会  
委員長 志村文武

甲府市選挙管理委員会告示第51号

平成31年4月21日執行の甲府市議会議員一般選挙における公職選挙法第194条第1項の規定による候補者一人についての選挙運動に関する支出金額の制限額は、次のとおりである。

平成31年4月14日

甲府市選挙管理委員会  
委員長 志村文武

1 甲府市議会議員一般選挙 制限額 4,647,000円

甲府市選挙管理委員会告示第52号

平成31年4月21日執行の甲府市議会議員一般選挙における投票用紙を、次のとおり定める。

平成31年4月14日

甲府市選挙管理委員会  
委員長 志村文武

<p>こうほしやしめい 候補者氏名</p>	<p>ちゆうい 注意</p>
	<p>一 候補者の氏名は、欄内に一人書くこと。 二 候補者でない者の氏名は、書かないこと。</p>
	<p>平成三十一年四月二十一日執行 甲府市議会議員一般選挙投票</p>
	<p>甲府市選挙管理委員会之印</p>

備考

- 1 甲府市議会議員一般選挙用の投票用紙の地色は白色とし、黒インクで片面印刷とする。
- 2 甲府市選挙管理委員会之印は、刷込式とする。

甲府市選挙管理委員会告示第53号

平成31年4月21日執行の甲府市議会議員一般選挙における、不在者投票用封筒の甲府市選挙管理委員会之印は、刷込式とする。

平成31年4月14日

甲府市選挙管理委員会  
委員長 志村文武



甲府市選挙管理委員会告示第54号

平成31年4月21日執行の甲府市議会議員一般選挙における公職選挙法49条第1項及び第270条の2第1項の規定による不在者投票の事務を取り扱う場所、期間及び時間は、別紙のとおりする。

平成31年4月14日

甲府市選挙管理委員会  
委員長 志村文武

甲府市選挙管理委員会告示第55号

平成31年4月21日執行の甲府市議会議員一般選挙における投票所を、別紙のとおり設ける。

平成31年4月14日

甲府市選挙管理委員会  
委員長 志村文武

甲府市選挙管理委員会告示第56号

公職選挙法第40条第1項ただし書の規定により、平成31年4月21日執行の甲府市議会議員一般選挙の投票所を閉じる時刻を次のとおり繰り上げる。

平成31年4月14日

甲府市選挙管理委員会  
委員長 志村文武

投票区名	施設の名称	投票所を開く時刻	投票所を閉じる時刻
第26投票区	北部悠遊館	午前7時	午後7時
第27投票区	能泉連絡所	午前7時	午後7時
第28投票区	宮本連絡所	午前7時	午後7時
第29投票区	マウントピア黒平	午前7時	午後6時
第62投票区	上九一色出張所	午前7時	午後7時

甲府市選挙管理委員会告示第57号

平成31年4月21日執行の甲府市議会議員一般選挙における投票管理者及びその職務を代理すべき者を、別紙のとおり選任した。

平成31年4月14日

甲府市選挙管理委員会  
委員長 志村文武

甲府市選挙管理委員会告示第58号

平成31年4月21日執行の甲府市議会議員一般選挙において、公職選挙法第175条の規定による投票記載場所、期日前投票記載場所及び不在者投票記載場所の氏名等掲示の順序を定めるくじを行う日時及び場所は、次のとおりである。

平成31年4月14日

甲府市選挙管理委員会  
委員長 志村文武

- 1 日時 平成31年4月14日（日） 午後5時30分
- 2 場所 甲府市丸の内1丁目18番1号  
甲府市選挙管理委員会事務局（本庁舎4階）

甲府市選挙管理委員会告示第59号

平成31年4月21日執行の甲府市議会議員一般選挙において、甲府市の議会の議員及び長の選挙における選挙公報の発行に関する条例第4条第2項の規定による選挙公報の掲載順序を定めるくじを行う日時及び場所は、次のとおりである。

平成31年4月14日

甲府市選挙管理委員会  
委員長 志村文武

- 1 日 時 平成31年4月14日（日） 午後5時20分
- 2 場 所 甲府市丸の内1丁目18番1号  
甲府市選挙管理委員会事務局（本庁舎4階）

甲府市選挙管理委員会告示第60号

平成31年4月21日執行の甲府市議会議員一般選挙における期日前投票所を次のとおり設ける。

平成31年4月14日

甲府市選挙管理委員会  
委員長 志村文武

設置場所	住 所	期 間
甲府市役所本庁舎 4階大会議室	山梨県甲府市 丸の内1丁目18番1号	平成31年4月15日から 平成31年4月20日まで
甲府市総合市民会館 1階多目的室	山梨県甲府市 青沼3丁目5番44号	平成31年4月15日から 平成31年4月20日まで
甲府市北部市民センタ ー 2階多目的集会室	山梨県甲府市 湯村3丁目5番20号	平成31年4月18日から 平成31年4月20日まで
甲府市西部市民センタ ー 1階会議室	山梨県甲府市 長松寺町12番30号	平成31年4月18日から 平成31年4月20日まで
甲府市中道公民館 会議室	山梨県甲府市 下曾根町1070番地3	平成31年4月18日から 平成31年4月20日まで

甲府市選挙管理委員会告示第61号

平成31年4月21日執行の甲府市議会議員一般選挙における期日前投票所の投票管理者及びその職務を代理すべき者を、別紙のとおり選任する。

平成31年4月14日

甲府市選挙管理委員会  
委員長 志村文武



甲府市選挙管理委員会告示第62号

公職選挙法第48条の2第3項において読み替えて準用する同法第40条第1項の規定により、平成31年4月21日執行の甲府市議会議員一般選挙において甲府市中道公民館に設置する期日前投票所を開く時刻及び閉じる時刻を次のとおりとする。

平成31年4月14日

甲府市選挙管理委員会  
委員長 志村文武

施設の名称	投票所を開く時刻	投票所を閉じる時刻
甲府市中道公民館 会議室	午前8時30分	午後5時

甲府市選挙管理委員会告示第63号

平成31年4月21日執行の甲府市議会議員一般選挙における、公職選挙法第192条第1項の規定による、選挙運動に関する収入及び支出の報告書要旨の公表は、甲府市掲示板に掲示して行う。

平成31年4月14日

甲府市選挙管理委員会  
委員長 志村文武

甲府市選挙管理委員会告示第64号

平成31年4月21日執行の甲府市議会議員一般選挙における公職選挙法第144条の2第10項において準用する同条第5項の規定により、公職の候補者がポスター掲示することができる日は、次のとおりである。

平成31年4月14日

甲府市選挙管理委員会  
委員長 志村文武

1 ポスター掲示のできる日 平成31年4月14日

# 監査委員

甲府市監査委員告示第2号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の3第2項の規定により、包括外部監査人柴山聡の監査の事務を補助させることができる旨の協議が調ったので、次のとおり告示する。

平成31年4月26日

甲府市監査委員

興石 十直

小林 憲次郎

中村 明彦

補助する者の氏名	補助する者の住所	補助できる期間
高岡 敏夫	長野県松本市蟻ヶ崎台9番3号	令和元年5月1日～ 令和2年3月31日
井上 光昭	神奈川県横浜市神奈川区三ツ沢南町 13番18号	令和元年5月1日～ 令和2年3月31日
野中 孝憲	甲府市下飯田2丁目4番25号	令和元年5月1日～ 令和2年3月31日
今朝丸 亜矢子	山梨県南巨摩郡富士川町長澤432 -22	令和元年5月1日～ 令和2年3月31日

---

# 農業委員会

---

甲府市農業委員会告示第4号

農業委員会等に関する法律第27条第1項の規定に基づき甲府市農業委員会4月定例総会を、平成31年4月25日午後2時00分、甲府市南公民館において開催し、付議すべき事項について協議するので、甲府市農業委員会総会会議規則第2条の規定により公告する。

平成31年4月22日

甲府市農業委員会会長 西 名 武 洋

付議すべき事項

- 1 農地法に基づく申請・届出等について
- 2 平成31年5月告示分農用地利用集積計画について

---

# 上下水道局

---

甲府市上下水道局告示第18号

甲府市都市計画下水道事業受益者負担に関する条例（昭和49年12月23日条例第49号）第8条の規定により、賦課対象区域を次のとおり定めたので公告する。

平成31年4月1日

甲府市上下水道事業管理者職務代理者  
甲府市上下水道局業務部長 青木俊也

負担区の名称	平成31年度賦課対象区域
市街化調整区域負担区	古府中町の一部（別添図のとおり）

甲府市上下水道局告示第19号

甲府市上下水道局サービスセンター業務を次のとおり委託したので、地方公営企業法施行令第26条の4の規定により告示する。

平成31年4月1日

甲府市上下水道事業管理者職務代理者  
甲府市上下水道局業務部長 青木俊也

- 1 委託する相手方  
東京都港区赤坂二丁目2番12号  
第一環境株式会社  
代表取締役社長 亀井 聡
- 2 委託期間  
平成31年4月1日から平成36年3月31日まで
- 3 委託概要
  - (1) 開栓・閉栓等受付及び転居精算業務
  - (2) 検針業務
  - (3) 調定及び調定更正業務
  - (4) 口座振替業務
  - (5) コンビニエンスストア収納業務
  - (6) クレジットカード収納業務
  - (7) 納入通知書発送業務
  - (8) 滞納整理業務
  - (9) 給水停止業務
  - (10) 収納証明書発行業務
  - (11) 電子計算機器運用業務
  - (12) 給排水等業務に関する届出書入力業務
  - (13) お知らせ等発行業務
  - (14) 宅地内簡易漏水調査業務
  - (15) 公金窓口収納業務
  - (16) 総合案内及び電話交換業務
  - (17) ボトルドウォーター販売業務
  - (18) スポーツ施設使用受付業務
  - (19) 井戸水用メーター等指針読み取り業務
  - (20) 検定満期等に伴う水道メーター管理業務
  - (21) 水道メーター上流等簡易漏水調査業務
  - (22) 上記業務に附帯する業務等

甲府市上下水道局告示第20号

甲府市下水道条例（昭和37年7月条例第33号）第6条にかかわる甲府市下水道工事指定店として、工事施工業者を指定したので、甲府市下水道工事指定店規程（平成19年4月規程第30号）第11条の規定により、次のとおり告示する。

平成31年4月25日

甲府市上下水道事業管理者職務代理者  
甲府市上下水道局業務部長 青木俊也

- |   |       |                |
|---|-------|----------------|
| 1 | 指定年月日 | 平成31年4月25日     |
|   | 指定番号  | 第268号          |
|   | 指定店名  | 株式会社中央設備       |
|   | 所在地   | 北杜市小淵沢町3342-10 |
|   | 代表者氏名 | 進藤 雄次          |



甲府市上下水道局告示第21号

甲府市水道事業給水条例（平成9年12月条例第67号）第7条にかかわる指定給水装置工事事業者の指定をしたので、甲府市上下水道局指定給水装置工事事業者規程（平成10年2月管理規程第2号）第10条第1号の規定により告示する。

平成31年4月25日

甲府市上下水道事業管理者職務代理者  
甲府市上下水道局業務部長 青木俊也

- |        |                |
|--------|----------------|
| 1 指定番号 | 第425号          |
| 指定業者名  | 株式会社 中央設備      |
| 所在地    | 北杜市小淵沢町3342-10 |
| 代表者    | 進藤 雄次          |

# 甲府市災害対策本部

## 甲府市災害対策本部規程第1号

甲府市災害対策本部活動規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成31年4月24日

甲府市災害対策本部長

甲府市長 樋口雄一

### 甲府市災害対策本部活動規程の一部を改正する規程

甲府市災害対策本部活動規程（昭和39年8月災害対策本部規程第1号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「危機管理室長（危機管理班長）」の次の「、都市戦略室長」を削り、「危機管理室担当課長班長、都市戦略班長、中核市推進班長及びシティプロモーション班長」を「危機管理室担当課長班長及びシティプロモーション班長」に改める。

別表第1、別紙その1、別紙その2を次のように改める。

#### 別表第1

名称			分掌事務	摘要
部（部長）	室等（室長等）	班（班長）		
危機管理部 （危機管理監）	危機管理室 （危機管理室長）	防災企画班 （防災企画課長）	1 災害対策本部の設置、運営及び庶務に関すること。 2 本部員会議に関すること。 3 災害情報の収集及び伝達に関すること。 4 防災行政無線の運用統制に関すること。 5 災害状況及び救助活動の記録統計に関すること。 6 警戒区域の設定に関すること。 7 避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）の発令に関すること。 8 災害時の相互援助協定に関すること。 9 地域連絡所との連絡調整に関すること。 10 自衛隊その他関係機関への派遣及び応援要請	初動体制 職員の分掌事務等は、本部長が別に定める。

			<p>に關すること。</p> <p>1 1 県、指定地方行政機関及び指定地方公共機関 その他關係機関との連絡に關すること。</p> <p>1 2 災害救助法の適用要請及び県との連絡に關 すること。</p> <p>1 3 災害救助費の經理に關すること。</p> <p>1 4 被災者台帳の作成に關すること。</p> <p>1 5 避難行動要支援者名簿に關すること。</p> <p>1 6 災害対策本部の移転に關すること。</p> <p>1 7 氣象情報等の収集に關すること。</p> <p>1 8 同報無線による情報伝達に關すること。</p>
		防災指導班 (防災指導 課長)	防災企画班への応援に關すること。
		危機管理班 (危機管理 課長)	<p>1 本部員への連絡招集に關すること。</p> <p>2 職員の非常招集及び解散の決定に關すること。</p> <p>3 自衛隊その他關係機関への派遣及び応援判断に 關すること。</p> <p>4 連絡室長會議に關すること。</p> <p>5 受援(総合)に關すること。</p>
		危機管理担 当課長班 (危機管理 担当課長)	本部員への連絡招集に關すること。
総務部 (総務部 長) 議会事務 局長は、 部長を補 佐する。	総務総室 (総務総 室長)	総務班 (総務課 長)	<p>1 部内の活動の調整及び連絡に關すること。</p> <p>2 部内の庶務に關すること。</p> <p>3 部の管理に属する施設等への応急対策の指示及 び被災状況のとりまとめに關すること。</p> <p>4 受援(部内)に關すること。</p> <p>5 重要書類、データの退避(自治研修センター) に關すること。</p>
		法制班 (法制課 長)	部内各班への応援に關すること。
	行政管理 室	職員班 (職員課 長)	<p>1 職員の服務及び出勤に關すること。</p> <p>2 災害応急対策等に係る求人に關すること。</p>

(行政管 理室長)	(行政管 理室長)	3 職員の安否及び職員の被災状況の調査に関する こと。 4 職員の健康管理に関すること。
	事務効率班 (事務効率 課長)	部内各班への応援に関すること。
	情報政策班 (情報政策 課長)	1 情報システム・ネットワークの稼働確認及び復 旧対応に関すること。 2 部内各班への応援に関すること。
契約管財 室 (契約管 財室長)	契約班 (契約課 長)	災害応急対策に要する資機材、生活必需品、医薬品 及び燃料等の調達に関すること。
	指導検査班 (指導検査 課長)	部内各班への応援に関すること。
	指導検査担 当課長班 (指導検査 担当課長)	
	財産活用班 (財産活用 課長)	1 公有財産(土地・建物)の総括管理に関するこ と。 2 公有財産(建物)の保険契約に関すること。 (他の課等業務に属するものを除く。)
	管財班 (管財課 長)	1 資機材等の緊急輸送に関すること。 2 庁用自動車の配車及び民間自動車の借りに 関すること。 3 緊急通行車両の確認申請等に関すること。 4 庁内自衛消防隊の活動に関すること。 5 庁舎設備の管理・復旧に関すること。 6 市有財産の管理に関すること。 7 庁用自動車(本庁舎)の移動に関すること。 8 庁舎の浸水防止対策に関すること。
市長室 (市長室 長)	秘書班 (秘書課 長)	1 本部長等の被災地の視察に関すること。 2 国及び県関係者の応接に関すること。 3 市議会との連絡に関すること。 4 その他渉外に関すること。

	市民の声担当課長班 (市民の声担当課長)	秘書班への応援に関する事。
	シティプロモーション班 (シティプロモーション課長)	1 災害応急対策の広報に関する事。 2 災害状況の記録撮影に関する事。 3 報道機関に対する情報提供、協力要請及びその他連絡に関する事。
	議会事務総室 (議会事務総室長)	1 市議会議員との連絡に関する事。 2 部内各班への応援に関する事。
	議事調査班 (議事調査課長)	
企画部 (企画部長)	企画総室 (企画総室長)	1 部内の活動の調整及び連絡に関する事。 2 部内の庶務に関する事。 3 各部との連絡に関する事。 4 受援(部内)に関する事。
	企画班 (企画課長)	部内各班への応援に関する事。
	国際交流班 (国際交流課長)	
	企画経営室 (企画経営室長)	部内各班への応援に関する事。
	行政経営班 (行政経営課長)	
	財政班 (財政課長)	1 本部活動費の経理に関する事。 2 その他災害の経理に関する事。
	記念事業室 (記念事業室長)	開府500年企画班 (開府500年企画課)
		部内各班への応援に関する事。

		長) 開府500 年事業班 (開府50 0年事業課 長)	
市民部 (市民部 長) 税務統括 監は、市 民部長を 補佐す る。	市民総室 (市民総 室長)	総務班 (総務課 長)	1 部内の活動の調整及び連絡に関する事 2 部内の庶務に関する事 3 部の管理に属する施設等への応急対策の指示及 び被災状況のとりまとめに関する事 4 受援(部内)に関する事
		市民班 (市民課 長)	1 避難所及び避難地の設置、管理及び運営に関す ること。 2 避難者及び被災者の収容に関する事。 3 炊き出しその他食料品等の配給に関する事。 4 避難状況の本部への報告に関する事。 5 来庁者(本庁舎)の避難誘導に関する事。 6 安否情報の提供。
		国民健康保 険班 (国民健康 保険課長)	市民班への応援に関する事。
		中道支所班 (中道支所 長)	1 支所内自衛消防隊の活動に関する事。 2 市民班への応援に関する事。 3 来庁者(中道支所)の避難誘導に関する事。 4 庁用自動車(中道支所)の移動に関する事。 5 重要書類、データの退避(中道支所)に関する こと。
	上九一色出 張所班 (上九一色 出張所長)	1 出張所内自衛消防隊の活動に関する事。 2 市民班への応援に関する事。	
市民協働 室 (市民協 働室長)	消費生活班 (消費生活 課長)	部内各班への応援に関する事。	
	協働推進班	1 地域内の情報収集及び伝達に関する事。	

	(協働推進課長)	2 被災者の要望及び陳情の受付に関する事 3 災害ボランティアの支援に関する事。
	地域支援担当班 (地域支援担当課長)	部内各班への応援に関する事。
	人権男女参画班 (人権男女参画課長)	1 総務班への応援に関する事。 2 来庁者(南庁舎)の避難誘導に関する事。 3 庁用自動車(南庁舎)の移動に関する事。 4 重要書類、データの退避(南庁舎)に関する事。
課税管理室 (課税管理室長)	市民税班 (市民税課長) 資産税班 (資産税課長)	1 住家等の被害状況調査に関する事。 2 罹災台帳の作成及び罹災証明書の交付に関する事。
収納管理室 (収納管理室長)	収納班 (収納課長) 滞納整理班 (滞納整理課長)	1 住家等の被害状況調査に関する事。 2 罹災台帳の作成及び罹災証明書の交付に関する事。
選挙管理委員会事務局 (選挙管理委員会事務局長)	選挙管理委員会事務局班 (選挙管理委員会事務局局長)	部内各班への応援に関する事。
監査委員事務局 (監査委員事務局長)	監査委員事務局班 (監査委員事務局局長)	
福祉保健	福祉保健総務班	1 部内の活動の調整及び連絡に関する事。

部 (福祉保 健部長)	総室 (福祉保 健総室 長)	(総務課 長)	<ul style="list-style-type: none"> <li>2 部内の庶務に関すること。</li> <li>3 部の管理に属する施設等への応急対策の指示及び被災状況のとりまとめに関すること。</li> <li>4 社会福祉関係施設の被害調査及び応急対策に関すること。</li> <li>5 社会事業団体及び奉仕団等の連絡に関すること。</li> <li>6 食料・生活必需物資の調達・配送・配分に関すること。</li> <li>7 義援金の受付及び配分計画に関すること。</li> <li>8 受援(部内)に関すること。</li> </ul>
		指導監査班 (指導監査 課長)	部内各班への応援に関すること。
	健康支援 センター (保健所 長)	健康政策班 (健康政策 課長)	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 市保健医療救護対策本部の設置・運営及び庶務、対策本部会議の招集・開催に関すること。</li> <li>2 県、市災害対策本部及び他の地区保健医療救護対策本部、関係機関等との連携に関すること。</li> <li>3 市保健医療救護対策本部職員及び医療スタッフ等の職員管理、庁舎管理、通信管理に関すること。</li> <li>4 災害医療情報等の広報、周知に関すること。</li> <li>5 市保健医療救護対策本部長の補佐に関すること。</li> <li>6 その他、災害管理機関等との調整・渉外に関すること。</li> </ul>
		健康増進班 (健康増進 課長)	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 医療機関等への訪問調査に関すること。</li> <li>2 医療依存度の高い難病患者等の安否確認・対応に関すること。</li> <li>3 医療救護所の(設置、)運営に関すること。</li> <li>4 医療救護班の指揮に関すること。</li> <li>5 巡回健康相談チームの編成・派遣に関すること。</li> <li>6 感染症、防疫対策の指揮・指示・実施に関すること。</li> <li>7 避難所の医療ニーズ調査の代行に関すること。</li> </ul>



		<p>8 感染症、食中毒等防止対策の指導、実施に関すること。</p> <p>9 その他、災害時の対人保健に関すること。</p>
精神保健担当班 (精神保健担当課長)		健康増進班の応援に関すること。
母子健康班 (母子健康課長)		健康増進班の応援に関すること。
医務感染症班 (医務感染症課長)		<p>1 医療、災害情報などの収集、伝達、記録（クロナロジー）に関すること。</p> <p>2 EMISを活用した、現地情報・医療機関等の情報収集・分析に関すること。</p> <p>3 医療スタッフ等の派遣要請に関すること。</p> <p>4 DMAT、DPAT、DHEAT、災害医療コーディネーターの受入れの県との協議に関すること。</p> <p>5 透析等特殊医療の情報収集・対応に関すること。</p> <p>6 市三師会等関係団体との調整に関すること。</p> <p>7 医療スタッフ、傷病者等の搬送体制の確保・調整及び搬送支援に関すること。</p> <p>8 その他、災害医療関係の確保・調整に関すること。</p>
感染症担当班 (感染症担当課長)		医務感染症班の応援に関すること。
生活衛生薬務班 (生活衛生薬務課長)		<p>1 医薬品、医療資機材等の調達・調整・搬送体制の確保に関すること。</p> <p>2 医療専門ボランティアの募集窓口への協力に関すること。</p> <p>3 災害による遺体の処理に関すること。</p> <p>4 その他、災害時の対物保健に関すること。</p>
長寿支援室	生活福祉班 (生活福祉)	部内各班への応援に関すること。

	(長寿支 援室長)	課長)	
		高齢者福祉 班 (高齢者福 祉課長)	1 避難行動要支援者等に関する事 2 福祉避難所の開設に関する事
		介護保険班 (介護保険 課長)	
		介護予防班 (介護予防 課長)	
		障がい福祉 班 (障がい福 祉課長)	
	会計室 (会計室 長)	会計班 (会計室 長)	1 部内各班への応援に関する事 2 義援金の受け入れに関する事
子ども未 来部 (子ども 未来部 長)	子ども未 来総室 (子ども 未来総室 長)	総務班 (総務課 長)	1 部内の活動の調整及び連絡に関する事 2 部内の庶務に関する事 3 部の管理に属する施設等への応急対策の指示及 び被災状況のとりまとめに関する事 4 受援(部内)に関する事
		子ども政策 担当班 (子ども政 策担当課 長)	部内各班への応援に関する事
		子ども支援 班 (子ども支 援課長)	1 部内各班への応援に関する事 2 幼児教育センターにおける児童等の安全確保に 関する事
		子ども保育 班 (子ども保 育課長)	1 児童等の安全確保に関する事 2 児童館の安全確保に関する事 3 放課後児童クラブの安全確保に関する事

		母子保健班 (母子保健課長)	福祉保健部健康増進班の応援に関する事。
環境部 (環境部長) 甲府・峡東地域ごみ処理施設事務組合事務局長は、部長を補佐する。	環境総室 (環境総室長)	総務班 (総務課長)	1 部内の活動の調整及び連絡に関する事。 2 部内の庶務に関する事。 3 部の管理に属する施設等への応急対策の指示及び被災状況のとりまとめに関する事。 4 受援(部内)に関する事。 5 来庁者の避難に関する事。 6 庁用自動車の移動に関する事。 7 重要書類、データの退避に関する事。
		環境保全班 (環境保全課長)	1 部内各班への応援に関する事。 2 災害廃棄物の処理について住民への広報・相談に関する事。 3 原子力災害発災時における緊急時モニタリング活動に関する事。 4 大気中のアスベスト濃度の緊急モニタリングに関する事。 5 石綿露出状況等の緊急調査に関する事。
	廃棄物対策室 (廃棄物対策室長)	減量班 (減量課長)	1 部内各班への応援に関する事。 2 廃棄物の区分・処理方法についての住民への指導・相談に関する事。 3 指定管理者制度導入施設(リサイクルプラザ)における施設利用者等の安全確保に関する事。
		収集衛生班 (収集衛生課長)	1 避難所及び一般家庭から排出される、ごみ・がれき等の収集及び運搬に関する事。 2 ごみ・がれき等の臨時集積所の設置と管理に関する事。 3 避難所の仮設トイレ及び一般家庭から排出されるし尿等の収集及び運搬に関する事。 4 防疫のための被災地域の消毒指導及び実施に関する事。 5 支援業者への収集運搬委託事務に関する事。
		廃棄物対策班 (廃棄物対	1 避難所及び一般家庭から排出される、ごみ・がれき等の処理に関する事。 2 ごみ・がれき等の仮置場の設置と管理に関する

		策課長)	<p>こと。</p> <p>3 がれきの分別、処理に関すること。</p> <p>4 避難所及び一般家庭から排出される、し尿等の処理に関すること。</p> <p>5 処理施設の点検、被災施設の復旧に関すること。</p> <p>6 支援業者への処理委託業務に関すること。</p>
産業部 (産業部 長)	産業総室 (産業総 室長)	総務班 (総務課 長)	<p>1 部内の活動の調整及び連絡に関すること。</p> <p>2 部内の庶務に関すること。</p> <p>3 部の管理に属する施設等への応急対応策の指示及び被害状況のとりまとめに関すること。</p> <p>4 受援(部内)に関すること。</p>
		雇用創生班 (雇用創生 課長)	観光班への応援に関すること。
	観光商工 室 (観光商 工室長)	観光班 (観光課 長)	<p>1 帰宅困難者、滞留者の保護に関すること。</p> <p>2 観光関係の被害調査及び応急対策に関すること。</p>
		商工班 (商工課 長)	<p>1 商工業関係の被害状況の調査及び応急対策に関すること。</p> <p>2 被害に伴う金融対策等の相談、指導に関すること。</p>
農林振興 室 (農林振 興室長)	農政班 (農政課 長)		<p>1 農耕地の被害状況調査及び応急対策に関すること。</p> <p>2 農業団体等との連絡調整に関すること。</p> <p>3 気象情報等の収集・危険箇所の巡視、農道・農業用施設等の被害状況調査及び応急工事、復旧工事に関すること。</p> <p>4 農業集落排水施設の被害状況調査及び復旧工事に関すること。</p> <p>5 来庁者の避難誘導に関すること。</p> <p>6 庁用自動車の移動に関すること。</p> <p>7 重要書類、データの退避に関すること。</p>
		就農支援班 (就農支援 課長)	<p>1 農作物・園芸施設の被害状況調査及び応急対策に関すること。</p> <p>2 家畜の応急対策、応急救護及び防疫に関するこ</p>

		と。 3 農業団体等との連絡調整に関する事 4 園芸施設等の被災証明書の交付に関する事 5 農業センター来所者の避難誘導に関する事 6 庁用自動車の移動に関する事 7 重要書類、データの退避（農業センター）に関する事。
	林政班 （林政課長）	森林、山崩れ等の被害状況の調査及び応急対策に関する事。
市場経営室 （市場経営室長）	経営管理班 （経営管理課長）	1 市場の活動の調整及び連絡に関する事。 2 市場の庶務に関する事。 3 市場の管理に属する施設等への応急対策の指示及び被害状況のとりまとめに関する事。 4 市場流通機能の応急対策に関する事。 5 生鮮食料品の市民への供給措置及びその指示に関する事。 6 場内各業者との情報収集伝達等に関する事。
農業委員会事務局 （農業委員会事務局長）	農業委員会事務局班 （農業委員会事務局長）	部内各班への応援に関する事。
まちづくり部 （まちづくり部長） リニア交通政策監は、まちづくり部長を補佐する。	まちづくり総務班 （総務課長）	1 部内の活動の調整及び連絡に関する事。 2 部内の庶務に関する事。 3 部の管理に属する施設等への応急対策の指示及び被災状況のとりまとめに関する事。 4 受援（部内）に関する事。
	住宅班 （住宅課長）	市営住宅の被害状況調査並びに応急対策に関する事。
	空き家対策班 （空き家対策課長）	1 部内各班への応援に関する事。 2 危険な空き家等の所有者への指導等に関する事。
	産業立地班	部内各班への応援に関する事。

	(産業立地課長)	
まち整備室 (まち整備室長)	都市計画班 (都市計画課長)	区画整理区域内の応急対策に関すること。
	立地適正化担当課長班 (立地適正化担当課長)	部内各班への応援に関すること。
	都市整備班 (都市整備課長)	1 都市計画道路、橋梁等の被害状況調査に関すること。 2 都市計画道路、橋梁等の応急修理に関すること。 3 警戒区域の状況の防災班への伝達に関すること。 4 交通規制への協力及び交通安全に関すること。
	建築指導班 (建築指導課長)	1 災害時の建築指導に関すること。 2 被災者に対する建築相談に関すること。 3 建築基準法（昭和25年法律第201号）の施行に関する報告に基づき「災害時の報告」をするための調査に関すること。 4 住宅金融支援機構の災害住宅貸付に伴う特別な建築確認審査業務に関すること。 5 非常災害時における仮設建築物に対する制限の緩和をする区域（建築基準法第85条）を指定する業務に関すること。 6 被災建築物応急危険度判定に関すること。
	区画整理班 (区画整理課長)	部内各班への応援に関すること。
まち保全部 (まち保全部室長)	公園緑地班 (公園緑地課長)	1 公園、動物園等施設の被害状況調査及び応急対策に関すること。 2 来庁者（西庁舎）の避難誘導に関すること。 3 庁用自動車の移動に関すること。 4 重要書類、データの退避（西庁舎）に関するこ

			と。
	道路河川班 (道路河川課長)		<ol style="list-style-type: none"> <li>1 水防活動の総括及び応急対策の計画推進に関すること。</li> <li>2 河川及び道路の被害状況の収集、伝達及び報告に関すること。</li> <li>3 災害時に必要な機械器具、車両及び材料等の調達並びに保管に関すること。</li> <li>4 災害時の堆積土砂の搬出等の整理に関すること。</li> <li>5 障害物の除去に関すること。</li> <li>6 放置車両の移動に関すること。</li> <li>7 道路の応急措置に関すること。</li> <li>8 水防資材の輸送及び応急処理に関すること。</li> <li>9 水門等の災害復旧工事に関すること。</li> <li>10 災害による河川水路等の復旧工事に関すること。</li> <li>11 応急排水に関すること。</li> </ol>
	建築営繕班 (建築営繕課長)		<ol style="list-style-type: none"> <li>1 緊急収容施設の建築に関すること。</li> <li>2 応急仮設住宅の建築等に関すること。</li> <li>3 応急修理資材の調達及び配給に関すること。</li> <li>4 被災した住宅の応急修理に関すること。</li> <li>5 市有財産及び営造物の被害状況調査並びに応急対策に関すること。</li> </ol>
	地籍調査班 (地籍調査課長)		部内各班への応援に関すること。
	リニア交通室 (リニア交通室長)	リニア政策班 (リニア政策課長)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 部内各班への応援に関すること。</li> <li>2 交通関係機関との連絡調整に関すること。</li> </ol>
		交通政策班 (交通政策課長)	
病院部 (病院長の指名す)	病院事務総室 (病院事務)	総務班 (総務課長)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 部内の活動の調整及び連絡に関すること。</li> <li>2 部内の庶務に関すること。</li> <li>3 部の管理に属する施設等への応急対策の指示及</li> </ol>

る副院長) 務総室 他の副院長及び事務局長は、部長を補佐する。	経営企画班 (経営企画班長)	び被災状況のとりまとめに関すること。 4 職員の動員に関すること。
	医事班 (医事課長)	
	診療班 (診療部長)	1 収容者に対する医療看護に関すること。 2 医薬品その他衛生資材の確保に関すること。 3 移動医療に関すること。
	診療支援班 (診療支援部長)	4 その他医療全般に関すること。
	医療支援センター班 (医療支援センター長)	医療班への応援に関すること。
	放射線班 (放射線部長)	診療班及び診療支援班への応援に関すること。
	薬剤班 (薬剤部長)	
	看護班 (看護部長)	
	総合相談センター班 (総合相談センター長)	医事班への応援に関すること。
	医療総合研修センター班 (医療総合研修センタ	診療班への応援に関すること。



		一長)	
		医療安全管理班 (医療安全管理部長)	
		経営改善対策班 (経営改善対策部長)	
上下水道部 (業務部長) 工務部長は、業務部長を補佐する。	業務総室 (業務総室長)	総務班 (総務課長)	1 部内の活動の調整及び連絡に関する事 2 部内の庶務に関する事 3 部の管理に属する施設等への応急対策の指示及び被災状況のとりまとめに関する事
		経営企画班 (経営企画課長)	4 部に係る災害予算及び経理に関する事 5 応急対策の計画推進に関する事 6 上水道、下水道の被害状況の記録統計に関する事 7 災害時に必要な機械器具、車両、材料等の調達及び保管に関する事 8 節水、断水及び給水の宣伝に関する事 9 受援(部内)に関する事 10 来庁者(部内)の避難誘導に関する事 11 庁用自動車の移動に関する事 12 重要書類、データの退避(部内)に関する事
		工事検査班 (工事検査課長)	契約管財室指導検査班の事務。
	営業管理室 (営業管理室長)	営業班 (営業課長) 給排水班 (給排水課長)	応急給水に関する事。
	工務総室 (工務総	計画班 (計画課	総務班への応援に関する事。

	室長)	長)	
	水道管理 室 (水道管 理室長)	水保全班 (水保全課 長)	1 飲料水の補給に関する事 2 水源の確保に関する事 3 送・配水施設の応急復旧に関する事
		水道班 (水道課 長)	4 各配水区域の配水計画、配水弁等の調整並びに各施設の連絡、統計及び報告に関する事 5 取・導・浄水施設の応急復旧に関する事
		浄水班 (浄水課 長)	6 水質の検査及び保持に関する事 7 簡易水道施設等に関する事 8 工事指定店の動員体制の配備に関する事
	下水道管 理室 (下水道 管理室 長)	下水道班 (下水道課 長)	1 処理施設の被害状況調査、応急措置及び修繕に関する事 2 下水道管の被害状況調査及び緊急措置に関する事
		浄化センタ ー班 (浄化セン ター課長)	3 下水道施設の災害に伴う応急復旧に関する事
教育部 (教育部 長)	教育総室 (教育総 室長)	総務班 (総務課 長)	1 部内の活動の調整及び連絡に関する事 2 部内の庶務に関する事 3 部の管理に属する施設等への応急対策の指示及び被災状況のとりまとめに関する事 4 受援(部内)に関する事
		学校教育班 (学校教育 課長)	1 災害発生時における児童、生徒の避難及び応急教育指導に関する事 ・登校、下校に関する事 ・緊急避難に関する事 ・臨時休業に関する事 ・各学校の被災状況及び被災児童生徒の実態調査に関する事 ・授業再開までの諸調査に関する事 2 教科書、教材文房具等の交付に関する事 3 保健衛生に関する事 4 学校給食に関する事
		学事班 (学事課 長)	1 学校教育班への応援に関する事 2 各学校の被災状況及び被災児童、生徒の実態調査に関する事

		3 保健衛生に関すること。 4 学校給食に関すること。	
	教育施設班 (教育施設課長)	1 まちづくり部建築営繕班の事務。 2 各学校の被災状況及び被災児童、生徒の実態調査に関すること。	
	甲府商業高等学校事務局班 (甲府商業高等学校事務長)	学校教育班への応援に関すること。	
	甲府商科専門学校事務局班 (甲府商科専門学校事務長)		
	生涯学習室 (生涯学習室長)	生涯学習班 (生涯学習課長)	部内各班への応援に関すること。
		歴史文化財班 (歴史文化財課長)	1 文化財の被害状況の調査及び保全措置に関すること。 2 文化施設の利用者の避難誘導に関すること。
		スポーツ班 (スポーツ課長)	1 部内各班への応援に関すること。 2 スポーツ施設の利用者の避難誘導に関すること。
		図書館班 (図書館長)	1 部内各班への応援に関すること。 2 図書館の利用者の避難誘導に関すること。
消防部 (甲府地区広域行政事務組合消防長)	総務班 (総務課長)	甲府地区広域行政事務組合消防計画による。	甲府市消防団は、消防部に属する。
	警防班 (警防課長)		

広域行政 事務組合 事務局長 は、消防 長を補佐 する。	救急救助班 (救急救助 課長)	
	消防班 (所轄署 長)	
	企画班 (企画課 長)	
	人事班 (人事課 長)	
	予防班 (予防課 長)	
	指令班 (指令課 長)	

(別紙その1)

部等	室等	部長が指名する職員の課等
危機管理部	危機管理室	防災企画課・防災指導課・危機管理課
市民部	市民総室	総務課・中道支所・上九一色出張所
産業部	産業総室・農林振興室	総務課・農政課・就農支援課・林政課
まちづくり部	まちづくり総室・まち整備 室・まち保全室	総務課・建築指導課・道路河川課
上下水道部	全室	
消防部		各署

(別紙その2)

部等	室等	部長が指名する職員の課等
危機管理部	危機管理室	防災企画課・防災指導課・危機管理課(危機管理担当課長を含む。)秘書課・シティプロモーション課
総務部	総務総室・行政管理室・契	総務課・情報政策課・職員課・契約課・管

	約管財室	財課
	市長室	全課
企画部	全室	全課
市民部	市民総室・市民協働室	総務課・協働推進課・中道支所・上九一色出張所
福祉保健部	全室	全課
子ども未来部	子ども未来室	全課
環境部	環境総室	総務課
産業部	全室	総務課・農政課・就農支援課・林政課・農業委員会事務局
<u>まちづくり部</u> (リニア交通政策監を含む。)	全室	全課
市立病院（事務局）部	病院事務総室	総務課
教育部	全室	全課（学校事務局・図書館を含む。）
上下水道部	全室	全課
消防部	甲府地区広域行政事務組合消防計画による。	

# 甲府市地震災害警戒本部

## 甲府市地震災害警戒本部規程第1号

甲府市地震災害警戒本部活動規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成31年4月24日

甲府市地震災害警戒本部長

甲府市長 樋口 雄一

甲府市地震災害警戒本部活動規程の一部を改正する規程

甲府市地震災害警戒本部活動規程(昭和54年11月地震災害警戒本部規程第1号)の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「危機管理室長(危機管理班長)」の次の「、都市戦略室長」を削り、「危機管理室担当課長班長、都市戦略班長、中核市推進班長及びシティプロモーション班長」を「危機管理室担当課長班長及びシティプロモーション班長」に改める。

別表第1を次のように改める。

別表第1

名称			分掌事務	摘要
部(部長)	室等(室長等)	班(班長)		
危機管理部(危機管理監)	危機管理室(危機管理室長)	防災企画班(防災企画課長)	1 災害対策本部の設置、運営及び庶務に関すること。 2 本部員会議に関すること。 3 災害情報の収集及び伝達に関すること。 4 防災行政無線の運用統制に関すること。 5 災害状況及び救助活動の記録統計に関するこ	初動体制 職員の分 掌事務等 は、本部 長が別に 定める。

			と。 6 警戒区域の設定に関する事 7 避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示の発令に関する事 8 災害時の相互援助協定に関する事 9 地域連絡所との連絡調整に関する事 10 自衛隊その他関係機関への派遣及び応援要請に関する事 11 県、指定地方行政機関及び指定地方公共機関その他関係機関との連絡に関する事 12 災害救助法の適用要請及び県との連絡に関する事 13 災害救助費の経理に関する事 14 被災者台帳の作成に関する事 15 避難行動要支援者名簿に関する事 16 同報無線による情報伝達に関する事
		防災指導班 (防災指導課長)	防災企画班への応援に関する事
		危機管理班 (危機管理課長)	1 本部員への連絡招集に関する事 2 職員の非常招集及び解散の決定に関する事 3 自衛隊その他関係機関への派遣及び応援判断に関する事 4 連絡室長会議に関する事 5 受援(総合)に関する事
		危機管理担当課長班 (危機管理担当課長)	本部員への連絡招集に関する事
総務部 (総務部長) 議会事務局長は、 総務部長を補佐す	総務総室 (総務総室長)	総務班 (総務課長)	1 部内の活動の調整及び連絡に関する事 2 部内の庶務に関する事 3 部の管理に属する施設等への応急対策の指示及び被害状況のとりまとめに関する事 4 受援(部内)に関する事 5 重要書類、データの退避(自治研修センター)に関する事

る。	法制班 (法制課長)	部内各班への応援に関する事。
行政管理室 (行政管理室長)	職員班 (職員課長)	1 職員の服務及び出勤に関する事。 2 災害応急対策等に係る求人に関する事。 3 職員の安否及び職員の被災状況の調査に関する事。 4 職員の健康管理に関する事。
	事務効率班 (事務効率課長)	部内各班への応援に関する事。
	情報政策班 (情報政策課長)	1 情報システム・ネットワークの稼働確認及び復旧対応に関する事。 2 部内各班への応援に関する事。
契約管財室 (契約管財室長)	契約班 (契約課長)	災害応急対策に要する資機材、生活必需品、医薬品及び燃料等の調達に関する事。
	指導検査班 (指導検査課長)	部内各班への応援に関する事。
	指導検査担当課長班 (指導検査担当課長)	
	財産活用班 (財産活用課長)	1 公有財産(土地・建物)の統括管理に関する事。 2 公有財産(建物)の保険契約に関する事。 (他の課等業務に属するものを除く。)
	管財班 (管財課長)	1 資機材等の緊急輸送に関する事。 2 庁用自動車の配車及び民間自動車の借上げに関する事。 3 緊急通行車両の確認申請等に関する事。 4 庁内自衛消防隊の活動に関する事。 5 庁舎設備の管理・復旧に関する事。
市長室 (市長室長)	秘書班 (秘書課長)	1 本部長等の被災地の視察に関する事。 2 国及び県関係者の応接に関する事。 3 市議会との連絡に関する事。 4 その他渉外に関する事。



	市民の声担当課 長班 (市民の声担当 課長)	秘書班への応援に関する事 こと。	
	シティプロモ ーション班 (シティプロモ ーション課長)	1 災害応急対策の広報に関する事 こと。 2 災害状況の記録撮影に関する事 こと。 3 報道機関に対する情報提供、協力要請及びその 他連絡に関する事 こと。	
	議会事務 総室 (議会事 務総室 長)	議会総務班 (総務課長) 議事調査班 (議事調査課 長)	1 市議会議員との連絡に関する事 こと。 2 部内各班への応援に関する事 こと。
企画部 (企画部 長)	企画総室 (企画総 室長)	総務班 (総務課長)	1 部内の活動の調整及び連絡に関する事 こと。 2 部内の庶務に関する事 こと。 3 各部との連絡に関する事 こと。 4 受援(部内)に関する事 こと。
		企画班 (企画課長)	部内各班への応援に関する事 こと。
		国際交流班 (国際交流課 長)	
	企画経営 室 (企画経 営室長)	行政経営班 (行政改革課 長) 財政班 (財政課長)	部内各班への応援に関する事 こと。 1 本部活動費の経理に関する事 こと。 2 その他災害の経理に関する事 こと。
	記念事業 室 (記念事 業室長)	開府500年企 画班 (開府500年 企画課長) 開府500年事 業班 (開府500年 事業課長)	部内各班への応援に関する事 こと。

市民部 (市民部長) 税務統括 監は、市 民部長を 補佐す る。	市民総室 (市民総 室長)	総務班 (総務課長)	1 部内の活動の調整及び連絡に関する事 2 部内の庶務に関する事 3 部の管理に属する施設等への応急対策の指示及 び被災状況の取りまとめに関する事 4 受援(部内)に関する事
		市民班 (市民課長)	1 避難所及び避難地の設置、管理及び運営に関す ること。 2 避難者及び被災者の収容に関する事 3 炊き出しその他食料品等の配給に関する事 4 避難状況の本部への報告に関する事 5 安否情報の提供
		国民健康保険班 (国民健康保険 課長)	市民班への応援に関する事
		中道支所班 (中道支所長)	1 支所内自衛消防隊に関する事 2 市民班への応援に関する事
		上九一色出張所 班 (上九一色出張 所長)	1 出張所内自衛消防隊の活動に関する事 2 市民班への応援に関する事
	市民協働 室 (市民協 働室長)	消費生活班 (消費生活課 長)	部内各班の応援に関する事
		協働推進班 (協働推進課 長)	1 地域内の情報収集及び伝達に関する事 2 被災者の要望及び陳情の受付に関する事 3 災害ボランティアの支援に関する事
		地域支援担当班 (地域支援担当 課長)	部内各班への応援に関する事
		人権男女参画班 (人権男女参画 課長)	総務班への応援に関する事
	課税管理 室 (課税管 理室長)	市民税班 (市民税課長)	1 住家等の被害状況調査に関する事 2 罹災台帳の作成及び罹災証明書の交付に関する こと
資産税班 (資産税課長)			

収納管理室 (収納管理室長)	収納班 (収納課長)	1 住家等の被害状況調査に関する事 2 罹災台帳の作成及び罹災証明書の交付に関する事
	滞納整理班 (滞納整理課長)	
選挙管理委員会事務局 (選挙管理委員会事務局長)	選挙管理委員会事務局 (選挙管理委員会事務局長)	部内各班への応援に関する事。
監査委員事務局 (監査委員事務局長)	監査委員事務局 (監査委員事務局長)	部内各班への応援に関する事。
福祉保健部 (福祉保健部長)	福祉保健総室 (福祉保健総室長)	1 部内の活動の調整及び連絡に関する事。 2 部内の庶務に関する事。 3 部の管理に属する施設等への応急対策の指示及び被災状況の取りまとめに関する事。 4 社会福祉関係施設の被害調査及び応急対策に関する事。 5 社会事業団体及び奉仕団等の連絡に関する事。 6 食料・生活必需物資の調達・配送・配分に関する事。 7 義援金の受付及び配分計画に関する事。 8 受援(部内)に関する事。
	指導監査班 (指導監査課長)	部内各班への応援に関する事。

健康支援センター (保健所長)	健康政策班 (健康政策課長)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 市保健医療救護対策本部の設置・運営及び庶務、対策本部会議の招集・開催に関すること。</li> <li>2 県、市災害対策本部及び他の地区保健医療救護対策本部、関係機関等との連携に関すること。</li> <li>3 市保健医療救護対策本部職員及び医療スタッフ等の職員管理、庁舎管理、通信管理に関すること。</li> <li>4 災害医療情報等の広報、周知に関すること。</li> <li>5 市保健医療救護対策本部長の補佐に関すること。</li> <li>6 その他、災害管理機関等との調整・渉外に関すること。</li> </ol>
	健康増進班 (健康増進課長)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 医療機関等への訪問調査に関すること。</li> <li>2 医療依存度の高い難病患者等の安否確認・対応に関すること。</li> <li>3 医療救護所の（設置、）運営に関すること。</li> <li>4 医療救護班の指揮に関すること。</li> <li>5 巡回健康相談チームの編成・派遣に関すること。</li> <li>6 感染症、防疫対策の指揮・指示・実施に関すること。</li> <li>7 避難所の医療ニーズ調査の代行に関すること。</li> <li>8 感染症、食中毒等防止対策の指導、実施に関すること。</li> <li>9 その他、災害時の対人保健に関すること。</li> </ol>
	精神保健担当班 (精神保健担当課長)	健康増進班の応援に関すること。
	母子健康班 (母子健康課長)	健康増進班の応援に関すること。
	医務感染症班 (医務感染症課長)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 医療、災害情報などの収集、伝達、記録（クログロジー）に関すること。</li> <li>2 EMISを活用した、現地情報・医療機関等の情報収集・分析に関すること。</li> <li>3 医療スタッフ等の派遣要請に関すること。</li> </ol>

		<p>4 DMAT、DPAT、DHEAT、災害医療コーディネーターの受入れの県との協議に関すること。</p> <p>5 透析等特殊医療の情報収集・対応に関すること。</p> <p>6 市三師会等関係団体との調整に関すること。</p> <p>7 医療スタッフ、傷病者等の搬送体制の確保・調整及び搬送支援に関すること。</p> <p>8 その他、災害医療関係の確保・調整に関すること。</p>
	感染症担当班 (感染症担当課長)	医務感染症班の応援に関すること。
	生活衛生薬務班 (生活衛生薬務課長)	<p>1 医薬品、医療資機材等の調達・調整・搬送体制の確保に関すること。</p> <p>2 医療専門ボランティアの募集窓口への協力に関すること。</p> <p>3 災害による遺体の処理に関すること。</p> <p>4 その他、災害時の対物保健に関すること。</p>
長寿支援室 (長寿支援室長)	生活福祉班 (生活福祉課長)	部内各班への応援に関すること。
	高齢者福祉班 (高齢者福祉課長)	<p>1 避難行動要支援者等に関すること。</p> <p>2 福祉避難所の開設に関すること。</p>
	介護保険班 (介護保険課長)	<p>1 避難行動要支援者等に関すること。</p> <p>2 福祉避難所の開設に関すること。</p>
	介護予防班 (介護予防課長)	
	障がい福祉班 (障がい福祉課長)	
会計室 (会計室長)	会計班 (会計室長)	<p>1 部内各班への応援に関すること。</p> <p>2 義援金の受け入れに関すること。</p>
子ども未来部	子ども未来総務室 (総務課長)	<p>1 部内の活動の調整及び連絡に関すること。</p> <p>2 部内の庶務に関すること。</p>

(子ども 未来部 長)	(子ども 未来総室 長)		3 部の管理に属する施設等への応急対策の指示及び被災状況の取りまとめに関すること。 4 受援(部内)に関すること。
		子ども政策担当班 (子ども政策担当課長)	部内各班への応援に関すること。
		子ども支援班 (子ども支援課長)	1 部内各班への応援に関すること。 2 幼児教育センターにおける児童等の安全確保に関すること。
		子ども保育班 (子ども保育課長)	1 児童の安全確保に関すること。 2 児童館の安全確保に関すること。 3 放課後児童クラブの安全確保に関すること。
		母子保健班 (母子保健課長)	福祉保健部健康増進班の応援に関すること。
環境部 (環境部 長) 甲府・峡 東地域ご み処理施 設事務組 合事務局 長は、環 境部長を 補佐す る。	環境総室 (環境総 室長)	総務班 (総務課長)	1 部内の活動の調整及び連絡に関すること。 2 部内の庶務に関すること。 3 部の管理に属する施設等への応急対策の指示及び被災状況の取りまとめに関すること。 4 受援(部内)に関すること。 5 来庁者の避難誘導に関すること。 6 庁用自動車の移動に関すること。 7 重要書類、データの退避に関すること。
		環境保全班 (環境保全課長)	1 部内各班への応援に関すること。 2 災害廃棄物の処理について住民への広報・相談に関すること。 3 原子力災害発災時における緊急時モニタリング活動に関すること。 4 大気中のアスベスト濃度の緊急モニタリングに関すること。 5 石綿露出状況等の緊急調査に関すること。
		廃棄物対 策室 (廃棄物 対策室)	減量班 (減量課長)

	長)		における施設利用者等の安全確保に関すること。
	収集衛生班 (収集衛生課長)		<ol style="list-style-type: none"> <li>1 避難所及び一般家庭から排出される、ごみ・がれき等の収集及び運搬に関すること。</li> <li>2 ごみ・がれき等の臨時集積所の設置と管理に関すること。</li> <li>3 避難所の仮設トイレ及び一般家庭から排出されるし尿等の収集及び運搬に関すること。</li> <li>4 防疫のための被災地域の消毒指導及び実施に関すること。</li> <li>5 支援業者への収集運搬委託事務に関すること。</li> </ol>
	廃棄物対策班 (廃棄物対策課長)		<ol style="list-style-type: none"> <li>1 避難所及び一般家庭から排出される、ごみ・がれき等の処理に関すること。</li> <li>2 ごみ・がれき等の仮置場の設置と管理に関すること。</li> <li>3 がれきの分別、処理に関すること。</li> <li>4 避難所及び一般家庭から排出される、し尿等の処理に関すること。</li> <li>5 処理施設の点検、被災施設の復旧に関すること。</li> <li>6 支援業者への処理委託業務に関すること。</li> </ol>
産業部 (産業部長)	産業総室 (産業総室長)	総務班 (総務課長)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 部内の活動の調整及び連絡に関すること。</li> <li>2 部内の庶務に関すること。</li> <li>3 部の管理に属する施設等への応急対策及び被害状況の取りまとめに関すること。</li> <li>4 受援(部内)に関すること。</li> </ol>
		雇用創生班 (雇用創生課長)	観光班への応援に関すること。
	観光商工室 (観光商工室長)	観光班 (観光課長)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 帰宅困難者、滞留者の保護に関すること。</li> <li>2 観光関係の被害調査及び応急対策に関すること。</li> </ol>
		商工班 (商工課長)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 商工業関係の被害状況の調査及び応急対策に関すること。</li> <li>2 被害に伴う金融対策等の相談、指導に関すること。</li> </ol>

	農林振興室 (農林振興室長)	農政班 (農政課長)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 農耕地の被害状況調査及び応急対策に関すること。</li> <li>2 農業団体等との連絡調整に関すること。</li> <li>3 気象情報等の収集・危険箇所の巡視、農道、農業用施設等の被害状況調査及び応急工事、復旧工事に関すること。</li> <li>4 農業集落排水施設の被害状況調査及び復旧工事に関すること。</li> </ol>
		就農支援班 (就農支援課長)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 農作物・園芸施設の被害状況調査及び応急対策に関すること。</li> <li>2 家畜の応急対策、応急救護及び防疫に関すること。</li> <li>3 農業団体等との連絡調整に関すること。</li> <li>4 園芸施設等の被災証明書の交付に関すること。</li> </ol>
		林政班 (林政課長)	森林、山崩れ等の被害状況の調査及び応急対策に関すること。
	市場経営室 (市場経営室長)	経営管理班 (経営管理課長)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 市場の活動の調整及び連絡に関すること。</li> <li>2 市場の庶務に関すること。</li> <li>3 市場の管理に属する施設等への応急対策の指示及び被害状況のとりまとめに関すること。</li> <li>4 市場流通機能の応急対策に関すること。</li> <li>5 生鮮食料品の市民への供給措置及びその指示に関すること。</li> <li>6 場内各業者との情報収集伝達等に関すること。</li> </ol>
		農業委員会事務局 (農業委員会事務局長)	部内各班への応援に関すること。
まちづくり部 (建設部長) リア交 通政策監 は、まち	まちづくり総室 (まちづくり総室長)	総務班 (総務課長)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 部内の活動の調整及び連絡に関すること。</li> <li>2 部内の庶務に関すること。</li> <li>3 部の管理に属する施設等への応急対策の指示及び被災状況のとりまとめに関すること。</li> <li>4 受援(部内)に関すること。</li> </ol>
		住宅班 (住宅課長)	市営住宅の被害状況調査並びに応急対策に関すること。



づくり部長を補佐する。	空き家対策班 (空き家対策課長)	1 部内各班への応援に関する事。 2 危険な空家等の所有者への指導等に関する事。
	産業立地班 (産業立地課長)	総務班への応援に関する事。
まち整備室 (まち整備室長)	都市計画班 (都市計画課長)	1 区画整理区域内の応急対策に関する事。 2 被災宅地危険度判定に関する事。
	立地適正化担当課長班 (立地適正化担当課長)	部内各班への応援に関する事。
	都市整備班 (都市整備課長)	1 都市計画道路、橋梁等の被害状況調査に関する事。 2 都市計画道路、橋梁等の応急修理に関する事。 3 警戒区域の状況の防災班への伝達に関する事。 4 交通規制への協力及び交通安全に関する事。
	建築指導班 (建築指導課長)	1 災害時の建築指導に関する事。 2 被災者に対する建築相談に関する事。 3 建築基準法(昭和25年法律第201号)の施行に関する報告に基づき「災害時の報告」をするための調査に関する事。 4 住宅金融支援機構の災害住宅貸付に伴う特別な建築確認審査業務に関する事。 5 非常災害時における仮設建築物に対する制限の緩和をする区域(建築基準法第85条)を指定する業務に関する事。 6 被災建築物応急危険度判定に関する事。
	区画整理班 (区画整理課長)	部内各班への応援に関する事。
まち保全部	公園緑地班 (公園緑地課)	公園、動物園等施設の被害状況調査及び応急対策に関する事。

	(まち保 全室長)		
		道路河川班 (道路河川課 長)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 河川及び道路の被害状況の収集、伝達及び報告に関すること。</li> <li>2 災害時に必要な機械器具、車両及び材料等の調達並びに保管に関すること。</li> <li>3 災害時の堆積土砂の搬出等の整理に関すること。</li> <li>4 障害物の除去に関すること。</li> <li>5 放置車両の移動に関すること。</li> <li>6 道路の応急措置に関すること。</li> <li>7 水門等の災害復旧工事に関すること。</li> <li>8 災害による河川水路等の復旧工事に関すること。</li> </ol>
		建築営繕班 (建築営繕課 長)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 緊急収容施設の建築に関すること。</li> <li>2 応急仮設住宅の建築等に関すること。</li> <li>3 応急修理資材の調達及び配給に関すること。</li> <li>4 被災した住宅の応急修理に関すること。</li> <li>5 市有財産及び営造物の被害状況調査並びに応急対策に関すること。</li> </ol>
		地籍調査班 (地籍調査課 長)	部内各班への応援に関すること。
	リニア交 通室 (リニア 長)	リニア政策班 (リニア政策課 長)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 部内各班への応援に関すること。</li> <li>2 交通関係機関との連絡調整に関すること。</li> </ol>
	交通室 (交通室 長)	交通政策班 (交通政策課長)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 部内各班への応援に関すること。</li> <li>2 交通関係機関との連絡調整に関すること。</li> </ol>
病院部 (病院長 の指名す る副院長 他の副院長 及び事務	病院事務 総室 (病院事務 総室長)	総務班 (総務課長)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 部内の活動の調整及び連絡に関すること。</li> <li>2 部内の庶務に関すること。</li> </ol>
		経営企画班 (経営企画課 長)	<ol style="list-style-type: none"> <li>3 部の管理に属する施設等への情報伝達及び応急対策の指示に関すること。</li> <li>4 職員の動員に関すること。</li> </ol>
		医事班 (医事課長)	

務局長 は、部長 を補佐す る。	診療班 (診療部長)	1 外来入院患者に対する応急対策の実施に関する こと。 2 医薬品その他衛生資材の確保に関すること。 3 移動医療に関すること。 4 その他医療全般に関すること。	
	診療支援班 (診療支援部 長)		
	医療支援センタ ー班 (医療支援セン ター長)		医療班への応援に関すること。
	放射線班 (放射線部長)		診療班及び診療支援班への応援に関すること。
	薬剤班 (薬剤部長)		
	看護班 (看護部長)		
	総合相談センタ ー班 (総合相談セン ター長)	医事班への応援に関すること。	
	医療総合研修セ ンター班 (医療総合研修 センター長)	診療班への応援に関すること。	
	医療安全管理班 (医療安全管理 部長)		
	経営改善対策班 (経営改善対策 部長)		
上下水道 部 (業務部 長) 工務部長 は、業務	業務総室 (業務総 室長)	総務班 (総務課長)	1 部内の活動の調整及び連絡に関すること。 2 部内の庶務に関すること。 3 部の管理に属する施設等への応急対策の指示及 び被災状況のとりまとめに関すること。 4 部に係る災害予算及び経理に関すること。 5 応急対策の計画推進に関すること。
	経営企画班 (経営企画課 長)		

部長を補佐する。		<ul style="list-style-type: none"> <li>6 上水道、下水道の被害状況の記録統計に関すること。</li> <li>7 災害時に必要な機械器具、車両、材料等の調達及び保管に関すること。</li> <li>8 節水、断水及び給水の宣伝に関すること。</li> <li>9 受援（部内）に関すること。</li> <li>10 避難誘導に関すること。</li> </ul>	
	工事検査班 (工事検査課長)	契約管財室指導検査班の事務。	
営業管理室 (営業管理室長)	営業班 (営業課長)	応急給水に関すること。	
	給排水班 (給排水課長)		
工務総室 (工務総室長)	計画班 (計画課長)	総務班への応援に関すること。	
水道管理室 (水道管理室長)	水保全班 (水保全課長)	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 飲料水の補給に関すること。</li> <li>2 水源の確保に関すること。</li> </ul>	
	水道班 (水道課長)	<ul style="list-style-type: none"> <li>3 送・配水施設の応急復旧に関すること。</li> <li>4 各配水系統別の配水計画、配水弁等の調整並びに各施設の連絡、統計及び報告に関すること。</li> </ul>	
	浄水班 (浄水課長)	<ul style="list-style-type: none"> <li>5 取・導・浄水施設の応急復旧に関すること。</li> <li>6 水質の検査及び保持に関すること。</li> <li>7 工事指定店の動員体制の確認に関すること。</li> <li>8 簡易水道施設等に関すること。</li> </ul>	
下水道管理室(下水道管理室長)	下水道班 (下水道課長)	1 処理施設の被害状況調査、応急措置及び修繕に関すること。	
	浄化センター班 (浄化センター課長)	<ul style="list-style-type: none"> <li>2 下水道管きよの被害状況調査及び緊急措置に関すること。</li> <li>3 下水道施設の災害に伴う応急復旧に関すること。</li> </ul>	
教育部 (教育部長)	教育総室 (教育総室長)	総務班 (総務課長)	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 部内の活動の調整及び連絡に関すること。</li> <li>2 部内の庶務に関すること。</li> <li>3 部の管理に属する施設等への応急対策の指示及び被災状況のとりまとめに関すること。</li> </ul>

		4 受援（部内）に関すること。
	学校教育班 （学校教育課長）	1 災害発生時における児童、生徒の避難及び応急教育指導に関すること。 ・登校、下校に関すること。 ・緊急避難に関すること。 ・臨時休業に関すること。 ・各学校の被災状況及び被災児童、生徒の実態調査に関すること。 ・授業再開までの諸調査に関すること。 2 教科書、教材文房具等の交付に関すること。 3 保健衛生に関すること。 4 学校給食に関すること。
	学事班 （学事課長）	1 学校教育班への応援に関すること。 2 各学校の被災状況及び被災児童、生徒の実態調査に関すること。 3 保健衛生に関すること。 4 学校給食に関すること。
	教育施設班 （教育施設課長）	1 建設まちづくり部建築営繕班の事務。 2 各学校の被災状況及び被災児童、生徒の実態調査に関すること。
	甲府商業高等学校事務局班 （甲府商業高等学校事務長） 甲府商科専門学校事務局班 （甲府商科専門学校事務長）	学校教育班への応援に関すること。
生涯学習室 （生涯学習室長）	生涯学習班 （生涯学習課長）	部内各班への応援に関すること。
	歴史文化財班 （歴史文化財課長）	1 文化財の被害状況の調査及び保全措置に関すること。 2 文化施設の利用者の避難誘導に関すること。

		スポーツ班 (スポーツ課長)	1 部内各班への応援に関する事。 2 スポーツ施設の利用者の避難誘導に関する事。	
		図書館班 (図書館長)	1 部内各班への応援に関する事。 2 図書館の利用者の避難誘導に関する事。	
消防部 (甲府地区広域行政事務組合消防長) 広域行政事務組合事務局長は、消防長を補佐する。		総務班 (総務課長)	甲府地区広域行政事務組合消防計画による。	甲府市消防団は、消防部に属する。
		警防班 (警防課長)		
		救急救助班 (救急救助課長)		
		消防班 (所轄署長)		
		企画班 (企画課長)		
		人事班 (人事課長)		
		予防班 (予防課長)		
		指令班 (指令課長)		

---

# 任免辞令

---

(市長事務部局)

輿 石 十 直

甲府市監査委員に選任する  
常勤とする

大 塚 千 恵

事務職員に採用する  
行政事務職を命ずる  
市長直轄組織市長室シティブロモーション課主任を命ずる

石 坂 充

事務職員に採用する  
行政事務職を命ずる  
市長直轄組織危機管理室防災企画課主事を命ずる

深 澤 光

事務職員に採用する  
行政事務職を命ずる  
総務部行政管理室情報政策課主事を命ずる

秋 山 益 貴

技術職員に採用する  
土木職を命ずる  
企画部企画総室企画課課長補佐を命ずる  
任期は平成34年3月31日までとする  
まちづくり部まち整備室都市計画課兼務を命ずる

齊 藤 祥 平

甲府市一般職の任期付職員の採用及び  
給与の特例に関する条例第4条第1項に基づき  
事務職員に採用する  
行政事務職を命ずる  
企画部企画総室企画課主事を命ずる  
任期は平成34年3月31日までとする

事務職員に採用する  
行政事務職を命ずる  
市民部市民総室市民課主任を命ずる

杵 川 義 弘

事務職員に採用する  
行政事務職を命ずる  
市民部市民総室市民課主事を命ずる

平 賀 大 介

吹 田 孝 輔  
佐 藤 碧  
小 倉 萌

(各通)  
事務職員に採用する  
行政事務職を命ずる  
市民部市民総室国民健康保険課主事を命ずる

中 矢 亜有実  
成 島 和香奈  
内 藤 正 裕

(各通)  
事務職員に採用する  
行政事務職を命ずる  
市民部課税管理室市民税課主事を命ずる

米 倉 颯 太  
笹 野 桃 子  
高 橋 涼 太  
上 田 誠 斗

(各通)  
事務職員に採用する  
行政事務職を命ずる  
市民部課税管理室資産税課主事を命ずる

小田切 大 河

事務職員に採用する



行政事務職を命ずる  
市民部収納管理室収納課主事を命ずる

山 田 和 人  
勝 俣 光 司  
水 野 孝 英

(各通)  
事務職員に採用する  
行政事務職を命ずる  
市民部収納管理室滞納整理課主事を命ずる

渡 邊 拓 也

事務職員に採用する  
行政事務職を命ずる  
福祉保健部福祉保健総室総務課主事を命ずる

飯 沼 柚 香

甲府市一般職の任期付職員の採用及び  
給与の特例に関する条例第4条第1項に基づき  
事務職員に採用する  
行政事務職を命ずる  
福祉保健部福祉保健総室総務課主事を命ずる  
任期は平成34年3月31日までとする

返 田 修 平

事務職員に採用する  
行政事務職を命ずる  
福祉保健部福祉保健総室指導監査課主事を命ずる

古 屋 好 美

技術職員に採用する  
医師を命ずる  
福祉保健部健康支援センター室長（保健所長）を命ずる

小 林 由 美  
三 枝 亨  
佐々木 静 香  
堀 内 朋 美

赤坂 朋美

(各通)

技術職員に採用する  
保健師を命ずる  
福祉保健部健康支援センター健康増進課技師を命ずる

河西 文子

技術職員に採用する  
保健師を命ずる  
福祉保健部健康支援センター医務感染症課長を命ずる

浅山 光一

技術職員に採用する  
獣医師を命ずる  
福祉保健部健康支援センター生活衛生薬務課長を命ずる

表 修平

事務職員に採用する  
行政事務職を命ずる  
福祉保健部長寿支援室生活福祉課主事を命ずる

佐藤 純平  
上村 亮太

(各通)

事務職員に採用する  
行政事務職を命ずる  
福祉保健部長寿支援室高齢者福祉課主事を命ずる

河野 みゆき

甲府市一般職の任期付職員の採用及び  
給与の特例に関する条例第4条第1項に基づき  
事務職員に採用する  
行政事務職を命ずる  
福祉保健部長寿支援室高齢者福祉課主事を命ずる  
任期は平成34年3月31日までとする

有泉 真里  
山本 泰司

清 水 俊 博  
中 尾 大 輔  
倉 澤 翔  
加 藤 彩由美

(各通)

事務職員に採用する  
行政事務職を命ずる  
福祉保健部長寿支援室介護保険課主事を命ずる

詫 間 和 美

甲府市一般職の任期付職員の採用及び  
給与の特例に関する条例第4条第1項に基づき  
事務職員に採用する  
社会福祉士を命ずる  
福祉保健部長寿支援室介護保険課主事を命ずる  
任期は平成34年3月31日までとする

渡 邊 明日香  
浅 川 裕 美  
長 澤 健太郎  
笹 本 大 貴

(各通)

事務職員に採用する  
行政事務職を命ずる  
福祉保健部長寿支援室障がい福祉課主事を命ずる

徳 嶽 まゆみ

甲府市一般職の任期付職員の採用及び  
給与の特例に関する条例第4条第1項に基づき  
事務職員に採用する  
行政事務職を命ずる  
子ども未来部子ども未来総室総務課主事を命ずる  
任期は平成34年3月31日までとする

川 崎 奈 緒  
細 入 まゆき  
東 祐之介  
堀 内 龍

(各通)

事務職員に採用する

行政事務職を命ずる

子ども未来部子ども未来総室子ども支援課主任を命ずる

加賀美 耕  
村 田 倫 歩

(各通)

事務職員に採用する

行政事務職を命ずる

子ども未来部子ども未来総室子ども保育課主事を命ずる

泉 紗 恵  
藤 森 望 生

(各通)

事務職員に採用する

保育士を命ずる

子ども未来部子ども未来総室子ども保育課主事を命ずる

丸 山 晴 香

技術職員に採用する

保健師を命ずる

子ども未来部子ども未来総室母子保健課技師を命ずる

山 下 貴美子

甲府市一般職の任期付職員の採用及び

給与の特例に関する条例第4条第1項に基づき

技術職員に採用する

助産師を命ずる

子ども未来部子ども未来総室母子保健課技師を命ずる

任期は平成34年3月31日までとする

山 本 恵 子

甲府市一般職の任期付職員の採用及び

給与の特例に関する条例第4条第1項に基づき

技術職員に採用する

保健師を命ずる

子ども未来部子ども未来総室母子保健課技師を命ずる

任期は平成34年3月31日までとする

四 條 陽 貴  
豊 功 昌 之

(各通)

事務職員に採用する  
行政事務職を命ずる  
環境部廃棄物対策室廃棄物対策課主事を命ずる

土 屋 千恵理

甲府市一般職の任期付職員の採用及び  
給与の特例に関する条例第4条第1項に基づき  
事務職員に採用する  
行政事務職を命ずる  
産業部観光商工室商工課主事を命ずる  
任期は平成34年3月31日までとする

戸 嶋 夢 歩  
百 瀬 あす香

(各通)

技術職員に採用する  
農業職を命ずる  
産業部農林振興室農政課技師を命ずる

田 中 一 夫

甲府市一般職の任期付職員の採用及び  
給与の特例に関する条例第4条第1項に基づき  
事務職員に採用する  
行政事務職を命ずる  
産業部農林振興室就農支援課主事を命ずる  
任期は平成32年3月31日までとする

森 田 逸 斗

技術職員に採用する  
建築職を命ずる  
まちづくり部まち整備室建築指導課技師を命ずる

仲 川 拓 身

北 浦 稜 太

(各通)  
技術職員に採用する  
土木職を命ずる  
まちづくり部まち保全室道路河川課技師を命ずる

前 嶋 大 地  
望 月 和 也

(各通)  
技術職員に採用する  
建築職を命ずる  
まちづくり部まち保全室建築営繕課技師を命ずる

青 山 香 喜

技術職員に採用する  
医師を命ずる  
市立甲府病院長を命ずる  
任期は平成32年3月31日までとする

田 中 佳 祐

技術職員に採用する  
医師を命ずる  
市立甲府病院診療部消化器内科医長を命ずる

徳 増 芳 則

技術職員に採用する  
医師を命ずる  
市立甲府病院診療部循環器内科医長を命ずる

丸 山 孝 教

技術職員に採用する  
医師を命ずる  
市立甲府病院診療部外科部長を命ずる

福 島 久 貴

技術職員に採用する  
医師を命ずる  
市立甲府病院診療部外科医長を命ずる

山 本 卓 典

技術職員に採用する  
医師を命ずる  
市立甲府病院診療部耳鼻咽喉科長を命ずる

曾 根 絵 梨

技術職員に採用する  
歯科医師を命ずる  
市立甲府病院診療部歯科口腔外科医師を命ずる

山 田 亮 太

技術職員に採用する  
医師を命ずる  
市立甲府病院診療部循環器内科医師を命ずる

森 川 翔

技術職員に採用する  
歯科医師を命ずる  
市立甲府病院診療部麻酔科医師を命ずる

小 泉 優 香

技術職員に採用する  
臨床検査技師を命ずる  
市立甲府病院診療支援部技師を命ずる

杉 浦 亜 季

技術職員に採用する  
臨床工学技士を命ずる  
市立甲府病院診療支援部技師を命ずる

酒 井 里 奈  
北 村 一 騎

技術職員に採用する  
診療放射線技師を命ずる  
市立甲府病院放射線部技師を命ずる

吉 岡 萌 絵

後 藤 佳 澄  
渡 辺 彩 乃  
大 沼 あやめ  
塩 澤 俊 樹  
松 村 梨 絵  
小 野 結 香  
山 下 圭 太

(各通)

技術職員に採用する  
看護師を命ずる  
市立甲府病院看護部技師を命ずる

福 田 真 由  
伊 藤 舞 香

(各通)

技術職員に採用する  
助産師を命ずる  
市立甲府病院看護部技師を命ずる

坂 本 幸 恵

事務職員に採用する  
行政事務職を命ずる  
教育委員会に出向させる

長 田 孝 文

甲府市一般職の任期付職員の採用及び  
給与の特例に関する条例第4条第1項に基づき  
技術職員に採用する  
土木職を命ずる  
任期は平成32年3月31日までとする  
教育委員会に出向させる

三 浦 峻 太

事務職員に採用する  
行政事務職を命ずる  
甲府市上下水道局に出向させる

清 水 隆 二



保 坂 勇 飛  
雨 宮 良 太

技術職員に採用する  
土木職を命ずる

以 上 発 令 日 平成 3 1 年 4 月 1 日

(教育委員会)

青 木 央  
坂 本 貴 彦

(各通)

事務職員に採用する  
指導主事を命ずる  
教育部教育総室学校教育課課長補佐を命ずる

田 邊 健

事務職員に採用する  
指導主事を命ずる  
教育部教育総室学校教育課係長を命ずる

以 上 発 令 日 平成 3 1 年 4 月 1 日